

持続可能な森林経営研究会

「持続可能な森林経営のための30の提言（素案）」に対するご意見等

2010年2月

- ・意見は、提言（素案）の項目別に整理しています。
そのため、一部の意見については、分割して掲上しています。
- ・項目をまたがる意見については、できるだけそれぞれの項目に重複して掲上しています。
そのため、重複掲上分については、灰色塗りつぶしで表記しています。
- ・意見の提出者名は、表記していません。
そのため、意見の本文において提出者を特定できる部分は、削除または修正しています。

提 言	通 No	ご 意 見 等
0	全体	<p>0-1</p> <p>基本的には、我が国林業の問題点や民主党の林業政策の特徴を踏まえつつ、この10年間の林政の方向性について具体的に提言されており、意義深いものとなっていると判断されます。提言案の作成に関わった皆さんのこれまでの努力について敬意を表したいと思います。</p>
0	全体	<p>0-2</p> <p>提言にあたっての「課題認識」は、誰もが異論を唱えることはない。「持続可能な森林経営」の定義にも異論を唱える者はいないであろう。</p> <p>30の提言における「経営」の主体者が不明確なために、従来の議論の枠を超えていないと感じる。各提言における「経営の主体は誰」で、経営に使うインプット(人、物、金、情報ほか)は何で、経営から得られるアウトプット(金額換算)は何かを一層明確にする必要があると思う。</p> <p>議論の出発点として、「何も経営しなかったら、いつ、どのようなことが起きるのか？(その事象は科学的な裏付けがあるのか？も含めて)」と「その起きる事象で発生するメリット、デメリットは何か？誰が、メリット、デメリットを被るのか？」、「その金額換算は？」</p> <p>上記の分析のもとで、今すぐ取り組まなければならないのは何か？その優先順位つけと優先順位付けの根拠(費用対効果の大きさの順位)</p> <p>森林経営を単純化すると大きく二つの目的、経営方法がある。</p> <p>① 持続可能な国土の保全</p> <p>持続可能な成長を可能にする「基盤(=国土)」→国が経営の主体となって、持続可能な成長戦略を作成する</p> <p>*費用対効果の観点から「民間委託」も可能とする</p> <p>② 持続可能な森林製品の製造(工場)</p> <p>→民間が経営の主体となって、持続可能な成長戦略を作成する。</p> <p>*供給と需要に見合う、魅力ある「製品」の技術開発がポイント</p> <p>30の提言では「スピード感」に欠ける。この提言を評価し、実行しようという間に、世の中の状況に追いついていけないのでは。「いますぐ、何をやらなければならないのか？それをやるのに最適な主体は？」この観点での整理が必要では。もう一方の考える選択肢は「なにもやらなければならないのか？いつ、どうなるのか？本当に(国が、国民が)困ることがあるのか？」</p> <p>スピード感、優先順位付け、費用対効果、経営の主体、この4つの観点で30の提言を整理してみたらいかがか。</p>

提 言		通 No	ご 意 見 等
0	全体	0-3	<p>総論で、多間伐長伐期一辺倒でなく、長伐期が可能な森林とそうでない森林に区分した取扱いを整理するなど、技術合理性に基づき、かつ現在の日本の森林・林業の抱える課題に対応した共感の持てる提言であると思います。</p> <p>研究会の開催、提言の取りまとめの御労苦に敬意を表したいと思います。大変お疲れ様でした。</p>
0	全体	0-4	<p>市場や環境政策がグローバル化する中で、林業政策がグローバル化していないのでいろいろな問題が発生している、というのが小生の問題意識ですが、そういう中でグローバルな視点から体系的な政策を提示されたことに心から敬意を表します。</p>
0	全体	0-5	<p>どの提言も、業務上関連のあるものばかりで、現場の悩みとも一致し、共感できるものも多くありました。</p> <p>森林情報、森林施業計画～森林の区分～施業指針のあたりは、現場でもなんとかしなければと感じていたところでした。特に施業指針については、県レベルですが、試験研究機関へも研究テーマとして要望していたところでした。</p> <p>実務上、是非実現いただきたいのは、作業道の位置づけ再考です。開設時の申請、被災した場合の手当などについて、いつも困っていました。</p> <p>一番興味深かったのは、提言22の助成の見直しでした。全国でのいきなりの転換は難しいにしても、地域を限定してのモデル的な実施なら、やってみたいと思います(個人の意見です)。</p>
0	全体	0-6	<p>将来の林政の方向性を考えた場合、2020年そして2050年を展望しつつ、特に地球温暖化防止政策・目標との関係を考慮しつつ、林政の方向性と森林整備上の課題を明確にすること。現在、求められているのは、2020年の目標とともに、2050年の目標であると思います。</p> <p>2050年を展望した場合の人工林資源のあり様、人工林資源の面積(数百万ha水準)と齢級配置のあり様を想定して、森林整備方針を明確することが必要です。そうした視点では、単に長伐期化ではなく、人工林資源齢級配置の平準化のために、主伐・皆伐を増やすべき時期に来ていると判断されること。</p>

提 言	通 No	ご 意 見 等
0 全体	0-7	<p>我が国の木材生産の目標を自給率で示すか、それとも絶対量で示すかは大変、重要である。素案では絶対量 4000 万m³で示されているが、自給率 50%とで示すかを検討する必要がある。私の考えでは、目標達成の容易さ、そして供給と需要の双方を考慮するなどの点から、自給率50%という提示のほうが良いように思う。</p> <p>素案 20 頁と 43 頁をみると、我が国の立木成長量は 8000 万m³であり、そうしたことから 4000 万m³程度の木材生産を行う可能性があるとされているが、その換算根拠が明確ではない。通常、立木と木材生産の換算は 60%とされているように思う。天然林は保全、人工林は生産と保全という素案の構成からして人工林資源の成長量を明確にしつつ、その何割を木材生産目標にするのか、さらに立木と木材生産の換算率を明示されなければならない。</p>
0 全体	0-8	<p>持続可能な森林経営の達成</p> <p>研究会の表題にもある「持続可能な森林経営」を、森林法を遵守する全ての森林経営者が達成するという明快な手続きが必要だと思うが、それが描き切れていないのではないかと？</p> <p>この点で、第1に、モンリオールプロセスで示す、森林機能についての指標に照らして現行の森林法上の森林施業規制が不十分(説明が不十分と言うべきか)な部分(生物多様性の保全、地球的炭素循環への寄与など)の点について分析した上で、提言6の伐採面積の制限などを提言するべきである。</p> <p>また、第2に、持続可能な森林経営に不可欠なのは、マネージメントが目に見えることであり、提言3の森林施業計画の事業計画化というコンセプトは重要である。マネージメントは現状認識、計画策定、実行、次のステップの現状認識というスパイラルアップの重要なプロセスであり、すべての森林が施業計画の網がカバーできることが必要である。そのための技術的なサポート体制も必要。</p> <p>上記二つの点をカバーしたものが、持続可能な森林であると宣言することが必要。次項目とも関係あるが、建築関係者などは持続可能な森林から出てきた木材を待ちこがれている。</p>

提 言	通 No	ご 意 見 等
0 全体	0-9	<p>本調査研究を通じて、森林計画、実施、人材育成、技術について持続可能な森林経営を確立するための課題の大筋を理解することが出来、また、今後の業務を行っていくうえで、大きな収穫でありました。</p> <p>本調査研究で私が着目したのは、森林計画の実効性であり、特に市町村森林整備計画との関連でありました。本研究ではそのことについて詳細な議論、提言がなされており、流域全体の取り扱い、森林組合の見直しのなかに、解決のヒントが隠されているような気がしています。</p> <p>今回の議論では、水土保持、生物多様性など公益性の発揮についての考えがいま一つ見えてこなかったのは、私の理解不足なのかもしれませんが、これからの林業の経営(木材生産)ということに絞っての議論だけではなく、他の森林効用への社会ニーズをもうすこし取り上げてもよかったのではないのでしょうか。</p> <p>今回で、この調査研究が終わることがないよう、また、提言のいくつかを選択し、実行に移されることを切望します。たとえば政策への反映、技術の確立、林業関係者を含めた一般への普及など、これら有意義な提言を検証していくことを望みます。</p>

提 言	通 No	ご 意 見 等
0 全体	0-10	<p>持続可能な森林経営とは何も木を切り出す従来の林業活動だけがそのあり方ではない、という私の持論から感想を述べます。提言の序章にもある通り、持続可能な経営とは経済・社会・生態系という3つの要素のバランスを保つことではじめて手に入れることが出来ます。私はその正三角形のバランスが保たれてさえすれば、どのような森林経営のやり方でも良いのだと考えます。特に経済的観点からは、いかに森林関係者に長期的かつ安定的にカネを落とさせるかが重要であり、その意味ではツーリズムや木質バイオマスエネルギー供給、カーボンクレジットなどの他部門と関連づけた多角経営的なやり方でも良いのだと思います。</p> <p>一般的には戦後の人工林がそろそろ伐期を迎え、その利用に期待されてはいるものの、偏った齢級構成は当分変わらず、限定された樹種とサイズの材だけが市場に流通することから、常に供給過多による木材価格崩壊を引き起こす危険性を秘めています。従って、これからの木材生産では経営の弾性－需要ベース的林業－をいかに維持してゆくかにかかっていると思います。言い換えれば、木材価格の動向に合わせて市場価格の高い樹種を安定的に供給する林分構成にしてゆくための施業、木材販売が芳しくない時に収益の埋め合わせができるような多角的事業展開を前提に、幅広いオプションを持たせて森林経営を行ってゆくということです。今後また日本全国の森林事業者が伐採跡地にスギとヒノキを造林しても、その林産物の需要と供給のバランスが崩れてしまえば結果的に戦後の二の舞になってしまいます。将来の林業のあり方は、やはりその地域に適した樹種を生産し、地域材の付加価値を付けてそのための市場を開拓してゆくことではないでしょうか。そのためには森林経営を森林という多様な機能を備えた「地域特有の資源」を有効活用するという意味合いの中で林業を捉えてゆくことが必要といえます。</p> <p>現在の日本の林業を取り巻く状況の中では、行政や研究機関もこのような幅広い視点から持続可能な森林ビジネスモデルを促進してゆく基盤が出来ていません。</p>
0 全体	0-11	<p>持続可能な森林経営に関する議論が活発に行われていることは森林経営者にとっては心強いことです。どうかこの取り組みも結果が出るまで持続していただきたいと思います。</p> <p>一覧させていただいた感想としては、森林経営、林業経営に関するファイナンスの議論が欠けているようです。社会資本ともいえる森林を長期間維持するための原資として、税金(補助金)、民間資本、事業収益をどう確保するのか。森林経営の会計規則をどうするか。ファイナンスも踏まえた森林経営のモデルの作成が必要だと思います。経営学や会計学の専門家やファイナンシャルプランナー、金融機関などを交えての検討をお願いしたいと思います。</p>

提 言	通 No	ご 意 見 等
0 全体	0-12	<p>提言 3(実効性ある森林計画の作成)をはじめ、行政等がより丁寧かつ積極的に森林林業を動かしていくという姿勢が全体に感じられました。その流れの中で、「連携」「技量向上」などが必要だと主に謳われていたと思いますが、行政・指導員などの『人員の絶対数の不足』についても言及しないわけにはいかないのではないのでしょうか。</p>
0 全体	0-13	<p>短期間で、多方面からゲストスピーカーを招聘し、積極的な議論をされて、「提言」案をまとめたことに敬意を表します。議題としてあげられている項目は、課題の一つ一つに対応策を作成しただけにどれも非常に納得のできる項目だろうと思います。そうした思いのもとで、意見を書かせていただきますが、この提言は森林・林業関係者のそれぞれにどのような形で伝えようとしているのか、アプローチの戦術のようなものが見えにくいように思います。「はじめに」には、「我が国においては持続可能な森林経営を進めるシステムができていないといわざるを得ない」ことが記載されており、「この提言は、(略)行政をはじめ、森林・林業の実際に係わる関係者を念頭にまとめ」ているとされていますが、具体的な内容をみると、計画制度・保安林制度・補助金制度といった森林経営を進める「システムの変更」を国(林野庁)へ要請するという用途に限定されてしまうように思います。過去の森林・林業行政に制度疲労をおこしている部分が多く、システムの変更(・創出)が必要なことは確かなのでしょうが、林野庁が「森林経営にかかるシステム全般を決定するシステム」自体には変更無く、今後の森林管理の方向づけが進んでいくようにも思います。</p> <p>理想論になりますが、これからの森林管理には、森林に対して様々な関心や思いを持つ地域の多様な人々が重層的に関わり、議論し、実践する、ガバナンス構築が求められると思います。</p> <p>なかなかドラスティックに課題解決に動かない現実はあるものの、「森林整備」や「情報整備」のコスト(補助金)負担も含め、国が何でも責任をもって実施する体制整備とせず、地域の裁量度をあげ、地域の管理体制を整えるために、最大限支援する方向が望ましいと思います。</p>

提 言	通 No	ご 意 見 等
0 全体	0-14	<p>現在の森林の荒廃を取り戻すためにあらゆる対策が講じられています。事業体にとっても林業者にとってもありがたいことです。しかしながら、森林の荒廃は、経済成長と共に長年かかって起きた事態であるため、林業に携わる者の意識の取り戻しに時間を要するのが現状です。</p> <p>特に、国の政策が打ち出されるやいなや、即計画書作成、即実行、変更はままならないといった具合で、現場は混乱を招いています。</p> <p>特に、森林施業計画、各事業計画、市町村整備計画等々、一事業地のかかわる計画の整合性を図ることが煩雑です。現場関係者の意識改革の途上においては、計画書の簡素化、統廃合など柔軟な対応を期待しています。</p> <p>国の政策は、全国一律であるため、今まで集約化を進め、ある程度、路網整備、森林整備を実行してきた地域にとっては、対応しづらい面が多いように感じています。</p> <p>今回の提言においては、方向性は賛成ですが、現場が動きやすい環境をつくりあげていただきたいものです。</p>
0 全体	0-15	<p>私は、施策立案はシンプルに行うことが大事と考えています。その意味では、現行の造林補助制度等は大幅に見直しを図るべきだと認識しています。一方、今回の企画(提言)は大変素晴らしく、私も多くの刺激を受けました。</p>
0 全体	0-16	<p>国のあり方として、地方分権・地域主権が推進されることは確実であるので、林政上の課題として、国と地方政府の役割分担が明確に提言される必要です。そうした点では素案では市町村の役割は提起されていますが、都道府県や道州制の政府の役割について触れられていないことは問題であると思います。</p>

提 言	通 No	ご 意 見 等
0 全体	0-17	<p>提言の対象</p> <p>この提言は、前書きで将来世代のニーズを満たすために持続可能な森林経営の在り方に対するものとされている。したがってその対象は単に林業関係者に限らず、広く国民各層をも考慮した提言であるべきである。そのために森林経営の周辺にある一般国民は勿論であるが、特に森林は所有しているが経営には関心のない零細林家対象の提言も必要である。なぜならば、わが国の森林所有形態は10ha以下の林家が大部分で、100ha以上の規模を持つものはわずかに0.1%といわれているところから、提言を伝えたい林家は一部であり、大部分の零細林家はこの提言の対象になりにくい。しかしこの零細林家の所有する面積はかなりの大面積で、その多くが直接国民の生活圏に近い位置にある。しかしこれらは零細分散的であるため一定の技術指導や施策の施行の困難な対象といえる。</p> <p>この分散所有者をまとめて提言の方向に向かわせるには、森林組合や地域の指導普及機関の対応を意図した具体的内容をもった行政的提言が必要である。</p>
0 全体	0-18	<p>全般を通じて、「これは誰がやるのか？」という部分がいくつかあります。森林組合、民間事業者、県、市町村、森林所有者、外部コンサルタント、専門機関などと想定されていても、実際に動くことのできる能力・実力を持った担い手が仕事量に比して不足しているのではないのでしょうか。現在、この業界で仕事をしている者が総力をあげてこれら課題にとりくまなければ後がないのだとも感じました。人材育成は、急務だと思います。今、現場へは、予算がどんどん来るのですが、こなしきれずにいることが残念な状況です。</p>
0 全体	0-19	<p>この30の提言は、まず森林経営の根幹である林業経営のあり方を見直すという意味で大変重要だと認識しています。ただ、誰がこれら提案をすべてまとめて総括的なシステムを作ることができるのか？私は行政や民間、高等教育機関など個々の組織による活動や従来の政府主導の審議会などでは不可能だと思います。多様な森林経営関係者を包含した幅広い知見の集まる横断的組織、つまりこの研究会しかその役割を担えないのではないかと考えています。この提言を叩き台にこの研究会がこの先20～30年有効なガイドラインを自ら作成し、日本の森林関係組織を動かしてゆくべきであると考えます。</p> <p>そのためのガイドラインは、まず持続的林業を裏付ける法制度(技術的なことはここで固める、形式・責任転嫁から脱却する)、経営プラン(柔軟な需要ベースの経営スタイルで強い林業にする)、人材育成(長期的森林管理を確保する)、啓蒙・人材育成(国民に森林の多面的機能は我々森林関係者が担っているというコンセンサスを得るため)の具体的提示であるのではないかと思います。</p>

提 言		通 No	ご 意 見 等
0	全体	0-20	新たな林政における国有林の役割が明確にされるべきこと。特に民有林と国有林が一体的に推進されるのか、それとも民有林と国有林は異なる役割を分担しながら、林政が推進されるのかを明確にされる必要がある。
0	全体	0-21	国有林について、別の機会に検討されることを期待します。
0	全体	0-22	<p>今回の提言は、林業の技術論が中心になっているように見受けられます。しかしながら、森林は我が国全体の問題であり、より広い視点からの取り組みを検討し、推進する必要があると考えます。このため、私は次のような提案をいたします。</p> <p>—————雇用対策と森林づくり—————</p> <p>1. 目標 林業従事者 100,000 人を新たに森林づくりへ投入</p> <p>2. 費用</p> <p>①1人あたり収入保障 300 万円／年 ② " 住居費用 60 万円／年 合計 30 万円／年・人で10万人を新規雇用 ※10万人×360 万円／人=3600 億円／年の負担 これは 47 都道府県で1県あたり 2,128 人の雇用に相当します。</p> <p>3. メリット</p> <p>①10万人の雇用創出 ②山林の活性化 ③利用間伐推進による国産材の利用拡大</p> <p>以上の総合的な効果により「持続可能な森林づくり」が可能となります。</p>

提 言	通 No	ご 意 見 等
0 全体	0-23	各分野に共通することとして、「森林に関連する異分野との連携」にも力を入れていくべきであると思います。例えば「獣害対策の強化」を取り上げれば、最も重要となる個体数の調整については「獣医学」の組織や人材と十分な連携を取っていく必要があると考えます。また、木材の利用という観点からいえば、ユーザとなる建築分野の組織や人材とも十分な連携をしていく必要があると考えます。これは、今後の木材生産の基盤となる造林を検討する上でも重要であると考えます。異分野との連携を深めることで新たな発想と真に有効な対策が明らかになるのではないのでしょうか。
0 全体	0-24	諸問題は森林だけでは解決できない。産官学において環境・土木と連携することが重要と考える。
0 全体	0-25	<p>数ある提言の優先順位をつけるならば、まずもって実行すべき提言は提言 2、24～28 と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提言 2(森林情報のデータバンク化と森林情報整備法の制定) <p>森林情報整備の結果として、国および都道府県がもつ森林林情報(GIS データ、森林簿)を、団地化等の林業目的のためであれば誰でも利用できるようにする。日本各所で林業事業体が動き、比較的早く効果が表れると思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提言 24～28(人材の育成に関するもの)。 <p>何を実行するにも、実行できる人材が必要です。“まずもって実行すべきこと”は“成果がすぐにあらわれるもの”のみではなく“成果が永続的に確実に期待できるもの”であるはずで。提言 24～28(林業普及指導員の役割強化、市町村森林・林業行政の強化、大学等における森林・林業技術者の養成、現場技術者養成専門機関の創設、社会人教育及び資格制度の充実)、は人材育成にふれていますが、この人材育成が数ある提言を実現するために、まずもって実行すべきことと思います。</p>
0 全体	0-26	<p>提言ですので制約がありますが、工程表を付け、優先順位を付けてほしいとの意見です。</p> <p>森林・林業再生に必要な項目が網羅されており、全般的には、欠点のない整った提言と感じました。その中で何が、どのくらい可能なのかと考えると実効性について疑問があります。現実を見なければいけないのを見てこなかった現状を変えない限り、長期的視点のない、いままでの林業政策のように、行き当たりばったりで行くことになると思います。</p> <p>相互に関連していますが、提言項目に軽重を付けることはできないのでしょうか(あくまでも有識者の提言で実行者ではありませんが)。具体的には、森林計画の改革(森林所有者に必要なものに)、補助金制度の簡素化等、国民が直接、感じるができることが重要です。</p>

提 言		通 No	ご 意 見 等
0	全体	0-27	提言の実施期間 報告書では実施期間を10年とし、前半の5年を基盤整備に当て、次の5年を提言の実施期間としているが、これは提言内容から見て短か過ぎる。途中でさらにパラダイムの変更もありうるので、少なくとも20年ぐらいの計画期間が必要であろう。
0	全体	0-28	すべては難しいと思いますが、提言の実現に期待します。今後、提言の各分野でワーキンググループがつくられ、実現に向けての動きがあれば面白いと思いました。 以上、感想です。ありがとうございました。
0	全体	0-29	具体的な提案(新法の制定など)に踏み込んだものが特に目立つよう、冒頭の要約において「具体的提案」「議論・改善が必要な項目」などを強調されてはいかががでしょうか。太字にするだけでも違うかと思います。 特に業界人でない読者に「改善が必要である理由」から知ってもらうには、統計的な数字で課題を簡潔に示すことが有効と考えます。例えば林業普及指導員の人員削減の変遷などです。
0	全体	0-30	内容面でどうのこうの言うものではありません。 体裁の問題として、全般的に文章を羅列しすぎていると思います。例えば、24-25 ページ(森林の区分)や 42-44 ページ(原木安定供給)など、複数ページにわたって文章がえんえんと続いています。これでは、読む気が失せます。(1)(2)、(a)(b)など、小見出しを付してください。 また、18 ページも、30 の提言項目の羅列は良くないです。「森林施業の基盤整備」「森林の施業指針」..といった形の小見出しを付してください。
0	全体	0-31	まず、この情報を知り得るにあたって、森林組合や行政に何らかのお知らせがあったのでしょうか、今回、(大体そうですが)そちら側からは何も情報を得ておらず、私自身はネットサーフィンをしていてたまたま見つけた次第です。

提 言	通 No	ご 意 見 等
1 森林情報と所有界	1-1	<p>当地域振興局では森林施業計画の策定の推進にあたり、地籍調査が終了している林分については、地籍情報を計画図面に反映させています。一方、地籍未了地については、森林簿・森林計画がベースとなり信憑性が持てないまま策定しているのが実情です。ゆえに、一刻も早い地籍調査の完了を望んでいます。なお、森林の境界確定を目的に、平成 21 年度から森林境界明確化促進事業(森林整備地域活動支援交付金メニューの一つ)がスタートしました。同事業により区域確定を図ることで、当面の間伐等は実施できます。しかし、正式な境界確定行為とは言えず、その結果を地籍調査に直接反映させることはできません。ゆえに、同事業の実施継続には懐疑的です。国家的に考えれば、森林境界明確化促進事業の予算を地籍調査の予算に上乘せし、地籍調査のスピードアップを図る方が得策だと考えます。また、森林境界確定緊急措置法(仮称)等の制定に労力を注ぐより、国土調査法の法改正により地籍調査を加速度的に進める方が妥当かと思えます。同法の内容見直しに係る提言を、林野庁や森林科学系の大学関係者が行う等、横断的な動きがあっても良いように思います。いずれにせよ、森林の境界明確化は不可欠です。しかし、林野庁サイドだけで物事を解決しようとするのではなく、他省庁等との連携が必要だと思えます。また、地籍調査では一層のIT化が必要ですが、それにも増して迅速な「現地立ち会いの実施」が重要かと考えます。境界を知る年配者等が活動できる時間は、あまり残されていないからです。</p>
1 森林情報と所有界	1-2	<p>全国の様子はわかりませんが、当地域では、国土調査(地籍調査)が遅れているため、急ピッチに進められていますが、この情報が、森林簿に反映されていないのが現状です。個人情報保護のため安易に公開できないようです。提言についての意見ではありませんが、この点について配慮していただけることを望みます。</p>
1 森林情報と所有界	1-3	<p>補助金交付金は地番とともに林小班の情報を必須とし、森林簿に存在しない林分にたいする資金投入を禁止する。これにより森林簿の精度を向上させる。</p>
1 森林情報と所有界	1-4	<p>森林簿の一元化を促進する。森林組合や都道府県で全く異なる森林簿を扱っている場合がある。また、公有林の森林情報と民有林の森林簿との整合性が取れていない場合が見られる。</p>
1 森林情報と所有界	1-5	<p>国土調査の推進と、それを森林情報の整備に利用できる制度の推進。</p>

提 言	通 No	ご 意 見 等
2 森林 DB	2-1	市町村で整備した土地台帳のデータを、個人情報等を理由に森林情報の更新に利用できない場合がある。
2 森林 DB	2-2	森林情報整備の結果として、国および都道府県がもつ森林林情報(GIS データ、森林簿)を、団地化等の林業目的のためであれば誰でも利用できるようにする。日本各所で林業事業者が動き、比較的早く効果が表れると思います。
2 森林 DB	2-3	「森林情報整備法の制定」 提言1(森林情報の内容及び精度の向上と所有界の明確化)の意見とも関係しますが、「国に森林情報の総合的管理責任があることを明確化」とありますが、国として整備が必要な情報があることは確かですし、日本全体を一定の基準で分析することも重要ですが、「管理責任がある」とするのは、少しいすぎで、地方分権にも逆行するように思います。 このため「国」として必要な情報、「都道府県」として必要な情報、「森林組合」として必要な情報等「関係者が必要な情報を継続的に連携して収集、双方向発信を行う仕組み作りと調整の場が必要」とした方がよいのではないのでしょうか。
2 森林 DB	2-4	GISをはじめ森林情報が整備されてきた中で、森林計画をはじめとした手法が古くなってしまっていると感じるので、適切な利活用のガイドラインが必要である。
2 森林 DB	2-5	国家 DB の公開など、都道府県や民国を越えたデータ利用ができないか。例えば、花粉症対策や流域の災害対策など。
2 森林 DB	2-6	森林認証、トレーサビリティ等にITをより有効に活用することで、樹木の適切な管理から効率的なサプライチェーンマネジメント、その結果、環境の保全により貢献できれば良いと思います。
3 森林計画	3-1	持続可能な森林経営に不可欠なのは、マネージメントが目に見えることであり、提言3の森林施業計画の事業計画化というコンセプトは重要である。マネージメントは現状認識、計画策定、実行、次のステップの現状認識というスパイラルアップの重要なプロセスであり、すべての森林が施業計画の網がカバーできることが必要である。そのための技術的なサポート体制も必要。上記二つの点をカバーしたものが、持続可能な森林であると宣言することが必要。次項目とも関係あるが、建築関係者などは持続可能な森林から出てきた木材を待ちこがれている。

提 言	通 No	ご 意 見 等
3	森林計 画 3-2	<p>実効性のある森林計画にするための方策についての提言がある訳ですが、現在の森林計画の問題点の視点が、どうしても上からの見方でとらえられているように思えます。なぜ、実効性のある森林計画となっていないのか、現状をもっとみるべきではないでしょうか。</p> <p>①制度に問題があるのか。</p> <p>現行制度で実効性のある計画ができないのかといえば、そうではないと思います。問題なのは計画における制度ではなく、運用上の制度にあると思います。特に全国一律に林齢による施業要件を設けるということが、問題であると思います。</p> <p>②市町村職員について</p> <p>市町村では、県とは違い林務・林政の専門技術者を置くなどということは、到底考えられないことです。どの職員も数年で配置替えになるのですから、彼らに専門性を要求することは難しいと思います。そうしたことから、どうしても県から提供された森林整備計画の雛型に肉付けしただけの計画となりがちなのが現状です。しかし、それについては市町村担当の能力というよりも、森林整備計画に基づき、森林整備を実施する森林組合や事業体、NPOなどが、きちんと市町村担当者に意見を言わないことに原因があると思います。</p> <p>③森林組合や事業体等について</p> <p>森林組合の職員であっても、現在実施している森林整備が、どのような法令により、どのような制度に基づき、事業が行われているかを知らない者がほとんどであると思います。事業体やNPOなどは、当然知らない者の方が多いのが実態です。補助金の制度が複雑でわからないので、もっと簡単になどという意見があるのもそのためだと思います。しかし、どのような業界でも、その業界に関わる法令、制度を知らないで、事業を展開している者などいないはずですが、なぜ林業界だけが、このような無知でも事業が行えるのか不思議です。</p> <p>森林組合も事業体等も、当然のことながら中長期の事業を考えて経営しているはずですが、その事業が実施できるような森林整備計画にしてもらわなければ、事業そのものが展開できなくなることもあるのです。しかし、「その事業が森林整備計画に当てはまっているか、そうでなければ森林整備計画に修正を加えてもらう」といったことを考えている者は、ほとんどいないのではないのでしょうか。</p> <p>以上のことから考えると、森林計画を実効性のあるものにするためには、森林組合や事業体等の教育が急務であると思います。いくら制度を改善しても、事業実施者が無知では何の意味もないと思います。</p>

提 言	通 No	ご 意 見 等
		<p>私は各担当者に対して森林法の2条と5条くらいは知っておくようにと常々言っております。また、法令、制度についても県職員に協力をさせていただき、定期的に勉強会を行っています。事業者が勉強もせず、単に行政に頼っているだけではだめだと思います。</p>
3 森林計画	3-3	<p>特に、先ごろ行われた事業仕訳で、里山エリア再生交付金が切られてしまいました。この事業は林齢制限もなく非常に使い勝手のよい事業でしたが、今後は通常の森林造成事業によらなければなりません。管内では、ちょうど市町村森林整備計画の更新時期にあたっており、現在計画の作成中です。そのため、今後は過齢級林分の間伐に対応するため、それを実施できるよう、市町村森林整備計画の内容を修正すべく市町村と協議をしています。また、それにもとづく森林整備事業計画も作成しています。こうしたことこそが、実効性のある森林計画をつくる重要な要素となるのではないのでしょうか。</p>
3 森林計画	3-4	<p>現在の森林の荒廃を取り戻すためにあらゆる対策が講じられています。事業者にとっても林業者にとってもありがたいことです。しかしながら、森林の荒廃は、経済成長と共に長年かかって起きた事態であるため、林業に携わる者の意識の取り戻しに時間を要するのが現状です。</p> <p>特に、国の政策が打ち出されるやいなや、即計画書作成、即実行、変更はままならないといった具合で、現場は混乱を招いています。</p> <p>特に、森林施業計画、各事業計画、市町村整備計画等々、一事業地のかかわる計画の整合性を図ることが煩雑です。現場関係者の意識改革の途上においては、計画書の簡素化、統廃合など柔軟な対応を期待しています。</p> <p>国の政策は、全国一律であるため、今まで集約化を進め、ある程度、路網整備、森林整備を実行してきた地域にとっては、対応しづらい面が多いように感じています。</p> <p>今回の提言においては、方向性は賛成ですが、現場が動きやすい環境をつくりあげていただきたいものです。</p>
3 森林計画	3-5	<p>当地域は、檜の産地であるため他の地域と比較して意識の高い森林所有者が多い。</p> <p>そのため、未だに木材価格の変動に敏感であり、森林整備の実行に影響を与えています。</p> <p>常に森林所有者の意思により森林施業計画の変更をしなければならないのが現状であります。実効性の高い計画にするためには、個々の事業地の計画から、施業区域内の中において施業箇所が変わっても有効であるような制度に緩和するなど見直しを図ってほしいと思います。</p>

提 言	通 No	ご 意 見 等
3 森林計画	3-6	<p>私は、市町村森林整備計画の位置づけを重要視し、実効あるものにすべきという点で、提言に賛同します。しかし、市町村森林整備計画が形骸化していることは否めません。また、現行の法令を遵守しつつ独自性を発揮することは、容易ではありません。昨年、第 56 回森林計画研究発表大会に出席し、『愛知県豊田市の森づくりの方向－市森づくり条例・100 年の森づくり構想・森づくり基本計画について－』の事例を目にし、本来あるべき「市町村森林計画」の姿を見た思いがしました(会報 No,435 号を参照)。現行の市町村森林整備計画は記述項目・様式等に定めが多く、また、短期間(地域森林計画樹立年度の下半期)での策定を余儀なくされており、市町村として大儀を語る余裕はないのが実情です。</p>
3 森林計画	3-7	<p>森林施業計画の策定について、当地域振興局林務課は、平成 20 年 4 月以降一貫して「策定率のアップ」を最大のテーマに掲げ推進を図っています。同計画の策定は、『森林整備』と『資産管理』の両面で大変有効です。また、林業普及指導員も策定推進を目的に、森林所有者の方と直に意見交換をすることで、現場での様々な課題等を知ることができます。なお、前述したとおり、地籍調査が終了した林分については、地籍情報を反映させています。森林所有者と一緒に計画の策定を行うとともに、市町村業務の認定審査を側面的に支援しています。これらの業務を積み重ねた結果、森林施業計画における問題点をいくつか見いただきました。</p> <p>まず、本来、森林整備の主軸(柱)となるべき同計画が、造林補助金の査定係数アップ、森林整備地域活動支援交付金交付のための道具と化していることが挙げられます。このため、当面 1～2 年間の計画を記載するに留まるような場当たりの計画が数多く存在します。また、造林補助金の適用を受けるには、原則として森林施業計画の策定が必須でしたが、里山エリア再生事業や特定間伐等促進計画等の措置が講じられた結果、森林施業計画の策定動機は弱まりました。さらに、認定審査では、森林の区分(ゾーニング)により認定基準は異なりますが、その審査基準が複雑であり、森林所有者が容易に理解できるものではありません。認定審査の内容は、よりシンプルに改める必要があると思います。また、40 年の長期方針を記述する一方、伐採量等が計画対比で 20%の増減となれば計画変更の手続きが必要です。地籍調査が終了していない場合、森林簿が基礎になりますがその信頼性は高くありません。しかし、そのことを認識しながらも認定せざるを得ない状況にあります(造林補助金を申請する場合、実測等で面積の修正を図ります)。施業計画の申請面積が、30ha 以上というのも大変大きなハードルです。私の手元には、1～5ha 程度の所有者の計画(案)が複数存在しますが、30ha の取り纏めができないため、数ヶ月にわたり認定を待ってもらっている状況です。特定間伐等促進計画と同様に 5ha 単位となれば、認定へのタイムラグは生じにくく</p>

提 言	通 No	ご 意 見 等
		なります。
3 森林計画	3-8	<p>(森林施業計画に代わるものとして)特別措置法により特定間伐等促進計画が新設されたと想像しますが、森林施業計画の問題点は棚上げされたままです。本来、森林法の改正で、森林施業計画そのものの見直しを図る必要があったと思います。また、市町村がピンポイント的に拾い上げ樹立できる特定間伐等促進計画より、森林所有者が所有林分の全体像を把握しビジョンを示す森林施業計画の方がシステムとしても優れており、森林計画制度の根幹をなすという意味からも一層重視されるべきだと考えます。また、森林組合等の林業事業体には、林業普及指導員等との連携を図りつつ、森林施業計画の策定に積極的に関与し、森林所有者の意向を踏まえた施業の実践へと繋げて欲しいと思います。</p>
3 森林計画	3-9	<p>計画制度は国、県、市町村、施業計画と一貫したもので、補助金、融資等が体系的にまとまったものと、評価しております。一方、本提言にも書かれているように、市町村森林整備計画は基準的な色合いが強く、実際、森林所有者の疑問、要求に具体的に答えられるものが少なく、さらに実効性のあるものにしていかなければと感じております。</p> <p>私が現地で見聞きした限りでは、市町村森林計画は、森林施業計画の立案を含め森林組合が主体的に行っており、そこには市町村の担当職員の顔が見えてこないところもありました。</p> <p>さらに、市町村合併が進み、これまでの地元に密着していた市町村の担当職員が、広域な地域を管理するようになり、十分な現地との交流などが難しくなっていると思われれます。</p> <p>このような困難な状況を打開するためには、市町村森林計画を土地所有者、地域住民、素材生産業者、森林組合、市町村、県などの関係者でもう一度、地域の森林のあり方、取り扱い方、利用の仕方など議論し、モデルケースを作成し、実証してみたいかと思えます。この場合、事業の評価軸を明確かつ判りやすくし、5年程度を一つの区切りとして成果を問うてみる必要あると思えます。</p>
3 森林計画	3-10	<p>市町村森林整備計画の問題は重大で根が深いものと思えます。具体的問題点を抽出し改善するため、たとえば、ある市町村をモデルとして本気でベストメンバーを集め、理想的な作成過程を用意して計画を策定してみたらどうか。そうすれば、難しい点、ネックとなる点、それを乗り越える(た)方法、など明らかになってくるのではないのでしょうか。さらに策定した計画の評価方法も検討してみたいかがででしょうか。</p>

提 言	通 No	ご 意 見 等
4 森林区分と面的管理	4-1	<p>記述されているように、民有林では水土保持林7割、共生林1割、資源循環林2割である。提言4の「森林の区分と目標林型」はこれを前提としたものとはなっていない。即ち、</p> <p>①過大な拡大造林がなされた現況にあるとはいえ、資源利用段階に入った民有林資源を活用するに当たって、今後、資源循環林2割にしか皆伐対象地を容認していないというのは、合理的な施業を推進しなければならない現状を理解していない。生態学的に捉えれば皆伐対象面積は少ないことが望ましいのであろうが、諸外国での一般的な施業を2割しか容認しないのでは、競争条件を維持することができる国内林業の形成は困難である。</p> <p>②この提言は、生態系維持と同様の重さで、持続可能な林業をわが国において実現するためのものであるとすれば、経営的視点に沿った提言であって欲しい。</p> <p>③その意味では機能区分そのものがこの割合でよいのかどうか。また、望ましい機能区分に沿った森林整備のための方策について深く言及して頂きたい。</p> <p>④森林計画についても、機能区分を正しいものとして作り変えて、公的機関は「機能配置計画」を作成し、現場レベルの森林施業計画は、これに沿った事業実施計画にしてはどうか。</p> <p>⑤なお、資源循環林が2割であるということは、補助施策に迎合した結果では無いだろうか。日本の民有林の基本的性格からすれば半分はこれに該当するものと理解できるし、そうで無いなら、公的所有の拡大を提起すべきであろう。私は総体としての現状の所有形態としつつ、環境管理に貢献できる支援の仕組みを私有林に用意すべきであり、これがコストの低廉な望ましい森林の造成に繋がると思う。</p>
4 森林区分と面的管理	4-2	<p>「森林の区分」の概念を踏まえたゾーニングを行う場合、それぞれの区域はある程度の『面的な広がり』が必要かと思います。仮に、市町村森林整備計画で、ある林分を「水土保持林」として面的に指定しようとする場合、椎茸生産を目的としたクヌギ林（伐期：約15年）が存在したとします。水土保持林では伐採の制限が「標準伐採齢+10年」ですが、クヌギの標準伐期齢を10年とした場合、実際に伐採できるのは20年生からとなり椎茸原木としては大径木すぎます。このため、クヌギを10～15年で伐採させるには、水土保持林の面的エリアに、複数の虫食いの「資源の循環林」を登場させることとなります。その虫食いの面積は、数反から数畝の場合もあり、1/25,000の図面には表示すらできません。一種のモザイク林と言えるかもしれませんが、ゾーニングの点では、分かり難いと思います。</p>

提 言		通 No	ご 意 見 等
4	森林区分と面的管理	4-3	林業と森林管理の分離。保育を行う林分は生産が見込まれる箇所限定し、それ以外は天然林(育成天然林を含む)に移行していくべきである。
5	森林施業指針	5-1	2050年を展望した場合の人工林資源のあり様、人工林資源の面積(数百万ha水準)と齢級配置のあり様を想定して、森林整備方針を明確することが必要です。そうした視点では、単に長伐期化ではなく、人工林資源齢級配置の平準化のために、主伐・皆伐を増やすべき時期に来ていると判断されること。
5	森林施業指針	5-2	長伐期化が基本との論調で統一されていますが、例えば普通伐期が依然有望視されている場合もあるなど、どの管理方法が最も経済的優位性を持つかは諸条件によってかなり差異があると思います。また、材価とは関係なく間伐・択伐は皆伐と比べて生産性が低いため、それだけ産業としての競争力は劣る(補助も余計に必要な)可能性もあります。反発を避けるためにも、これらの「長伐期は絶対ではないが」という点にもう少し言及があってもよいかと思いました。

提 言	通 No	ご 意 見 等
5 森林施 業指針	5-3	<p>長伐期化については、80年を一定の基準とした方が良いと思われま。それ以上の齡級になると樹高も伸び、全木での扱いが非常に悪くなります。多様な木材が供給可能となるとありますが、(住友林業のプレゼンで聞いた気がします)それは1、2番玉までであり、先端部に近づくとつれ、節も大きく、数も多いため極端に細り率が高く、材積はあっても並材以下の扱いです。伐倒時も衝撃が大きく、(作業路沿いであれば路肩は崩れます、アスファルト道路でさえそうなります)材に細かな亀裂が入り、傾斜地では伐倒後の材の動きのリスクが非常に高いです。作業効率も落ちます、120年生の杉の1番玉は根木をつけた状態で3トンを超えます。12トンクラスのグラップルでブレードをうまく利用し、ブームとアームの角度を上手く調整し、最後にブームシリンダーを垂直の状態にして初めて少し浮かせることが出来る程度です。造材はもちろんチェーンソーになり、先端部の造材もゴツゴツして12トンクラスの油量では機械で枝を払うのは不可能です。結局全てが手作業となり生産性は4m3程度です、齡級の低い材を扱っている方が効率的で、倍以上の生産は出来るはずで。それでいて木材価格が大差ないので原材料の供給側としては意味が無いのです。</p> <p>また、物理的にベースマシンを大きくしないと危険です。長伐期に合わせてベースを大型化するのであれば、道の規格も大きくしなければなりません。現状では良く指導のある2.5m道で2.5m幅の機械を真横に旋回させて重量物を引き上げます。キャタピラ進行方向に対して直角方向での重作業は土木作業でも禁止なはずで、機械の転倒軸の距離が明らかに中心に近くなります。ですから検査前の実際に仕事をしている規格は4m、作業ポイントとなり得る場所では5から6mです。さらにベースをワンクラス上げるのであれば2割弱大きくしなければなりません。また、小さい機械に大きなエンジンを載せるのであればエンジンパワーに比例して理論上必要な空間があるはずなので無理があります。伐採の技術も差が出てくるので事故率も上がることでしょう。私の地域はほんの少し齡級が高いので、そこでの経験から、傾斜地では80年までが安全を確保して効率的な作業が出来る林齡だと感じております。それ以上の現場は特別な仕事として、生産性の細かな数字は二の次にし、心して作業に当たっています。</p>
5 森林施 業指針	5-4	<p>長伐期化に関しては、「森林の相続税」の問題が指摘されています。森林は私有財産であるとともに公的な財産であること、人間と樹木の寿命の差違等を踏まえると、一層の税制優遇措置が必要かと思ひます。反面、国家的に見れば、税源の確保も重要なテーマです。この課題については、国や大学における、他国の事例等を踏まえた調査・研究に期待したいと思ひます。</p>

提 言	通 No	ご 意 見 等
5	森林施 業指針	5-5 長期的成長が見込めない早生品種 この表現で使われる品種は、在来品種の中のクモトウシやボカスギをさすものと思われるが、精英樹も一般に早生だとされている。しかし精英樹は選抜の過程で、成長のほかに各種の害に抵抗性があり、しかも材質もよいものを選ぶという選抜方式(ホールエバリエーションシステム)を用いているので、在来のいわゆる早世品種と混同されないよう配慮されたい。
5	森林施 業指針	5-6 森林の区分と目標林型の表 1) 主な森林現況の欄: 天然生林の項目にクロマツ林はあるがアカマツ林がない。アカマツも考慮してマツ林としてはどうか。また人工林にもカラマツとならべてマツ林をいれるべきである。 2) 天然林の欄でブナ・ミズナラ等天然林の区分で、森と人との共生林項目に掲げた目標には当然生物多様性を含めるべきである。
5	森林施 業指針	5-7 年々減少する林業従事者、予算を考慮し、森林施業の省力化、低コスト化を促進する。全ての木材が無節・通直を求めているわけではない。 具体的には、天然更新を中心とする植栽を必要としない施業、ある程度成長した苗を植栽することによる下刈りの省力化、疎らに植栽することによる間伐の省力化。

提 言	通 No	ご 意 見 等
6 規制と 保安林 制度	6-1	<p>わが国の路網は17m/ha(ドイツ:118m、オーストリア:87m)で、路網整備の進展状況に合わせて論議されるべきものである。わが国は狭長な国土から亜寒帯林から暖帯林までの森林林が分布している。ドイツのモミ林は冷涼な北海道のトドマツに相当する樹種であるが、九州での高成長量のスギ林では50年生程度で成熟する森林も多い。</p> <p>ドイツ等では高蓄積・高樹齢・高路網の中で林業が成立しているが、わが国ではこの基盤整備がなされていない。ドイツ等と異なる齢級構成と自然条件の中で、災害復旧などの路網メンテナンス・保育活動を実施しながらの経営維持を図らなければならないので、育成費用への助成に加えて一定の収入を確保する必要がある。</p> <p>架線集材方式が環境保全面からも合理的な地域がある。法に基づく分収林は伐採の契約履行の短期間の実施 など、実態上も一律の規制には馴染まない。</p> <p>伐採面積の規制は本来的に国が行うものではなく、合理的・持続的な林業経営と環境貢献を前提とした経営が可能となる仕組みを実現する中で、経営体の選択により解決すべき問題である。同時に相続税などによる集中伐採の是正措置も必要となる。</p> <p>特殊材の短伐期施業は別にしても、一般材の通常伐採及び長伐期施業の選択を経営体の自由な選択に委ねることが多様な森林を造成することになる。</p> <p>皆伐収穫は林業技術的に世界的に許容されているものであり、経済合理性にも配慮されなければならない。また、一律の義務付けは経営体が許容できる国土保全上の制約としての最小限のものでなければならない。</p> <p>しかし、九州の大面積皆伐など、国土保全上、許容できないものの是正は必要である。現状の水源涵養保安林は概ね20ha、その他の皆伐対象保安林は概ね10haが上限とされている。当面、これを資源循環林、水土保全林・森林と人の共生林に読み替えて普通林にも適用することも考えられる。</p> <p>植栽義務にしても、獣害の蔓延、過剰な拡大造林、再生林の経済合理性を勘案すると、人手をかける天然林化も含めて、伐採跡地の(造林ではなく)森林化の観点から義務付け内容の判断をすべきである。</p> <p>従って、路網、資源の充実などの進展状況を見つつ、森林育成制度の充実や社会情勢を踏まえて判断すべきであり、現時点での伐採面積の義務付けは時期尚早である。</p>

提 言	通 No	ご 意 見 等
6 規制と保安林制度	6-2	モントリオールプロセスで示す、森林機能についての指標に照らして現行の森林法上の森林施業規制が不十分(説明が不十分と言うべきか)な部分(生物多様性の保全、地球的炭素循環への寄与など)の点について分析した上で、提言6の伐採面積の制限などを提言するべきである。
6 規制と保安林制度	6-3	「第二種水涵保安林は循環利用林」という点だけ同感できません。そのようにしてしまうと、「第二種水涵保安林」と「保安林でない水土保持林」とどちらが「水」のために重要なかわかりません。理屈では理解できますが、水涵保安林は全て水土保持林でないと説得力が全くないと思います。 そもそも「全体性」の保安林は基本的に不要であるようにも思えます。
6 規制と保安林制度	6-4	保安林制度の見直しについては賛成である。
6 規制と保安林制度	6-5	「森林の区分」する考え方そのものを否定するものではありません。ニュージーランドでは、1990年代後半から「経済林」と「環境林」を明確に区分し、管轄も林野部局と環境部局で棲み分けを行い、一定の成果を挙げているよう見聞しています。我が国の場合、『保安林』制度が長い歴史を持っており、地籍の「地目」にも同名称が反映されています。一方、現行の森林法第5条森林(現況主義)による森林管理は、所有区分等で信憑性に欠けます。むしろ、地目主義をベースとするのが妥当だと思います。その点、保安林は地目でも明確に定義されており、保安林を「環境林(≒水土保持林+共生林)」に位置づけるのが、森林所有者や市町村のみならず、国民全体にも分かりやすいと思います。既に、森林の40%以上が保安林に指定されています。併せて、「共生林」と指定されているものの、未だ保安林となっていない林分については、面積の大小に関わらず「保安林として指定すること」を検討すべきかと思います。さらに、保安林に関しては、あまりにも厳格化した制度運用が続いており、保安林種の名称の変更等をはじめ、保安林指定や保安林解除、保安林内作業許可等の事務手続きの弾力化、指定施業要件の変更手続き等の簡素化についても、速やかに対処すべきかと思います。一方、これまで保安林に関する研究や提言については、制度の重要性の割には、あまりなされて来なかったと思います。今こそ、「森林の区分」の検討に併せて保安林のあり方について議論すべきだと思います。その場合、できるだけシンプルに、誰もがわかりやすい制度設計となることを願います。

提 言	通 No	ご 意 見 等
7 獣害対策	7-1	<p>獣害対策については、現場における最も深刻な課題の一つです。今後は関係機関が予算・労力を集結し、問題の改善を図る必要があると認識してします。国レベルでは、林野庁と環境省や農林水産省内関係部局との連携強化が必要だと思えます。研究分野も同様です。なお、当県の鳥獣保護・対策業務担当課は、重要な部署であるにもかかわらず、予算基盤は脆弱です。環境省でも同様の傾向があるかもしれません。鳥獣対策では、予算と人材の集約化、期限を設定した国家的なプロジェクトの実施等が望まれます。</p> <p>また、鳥獣業務は関連法令が古いこともあり、全般に事務が複雑であり全般的に改善が求められます。さらに、狩猟行政については、猟友会との協働作業が不可欠ですが、猟友会独自の判断による行動や内部抗争が少なくない等、林務職員の手を煩わせていることも事実です。しかし、鳥獣保護・対策は、農林家の最も身近な問題であり、林務技術者が先頭に立って解決策を講じていく必要があると実感しています。そのためには、今まで以上に鳥獣保護・対策業務を重要視し、業務に関わる職員も独自に研鑽を図りつつ、成果を上げていくべきだと思えます。</p>
7 獣害対策	7-2	<p>皆伐跡地の放置または天然更新への記述ですが、獣害の項と別個に議論すべきでは？ それから、皆伐跡地の放置事例が増加している問題ですが、放置後の状態別に木材生産以外の多面的機能を大まかに考えると、裸地くササ地やシダ地、ススキ原く針葉樹造林地=<自然度の低い天然更新地<自然度の高い天然更新地という印象がありますがいかがでしょう。天然更新の目的は、機能面からいえば、天然更新という手段そのものが多面的な生態系確保の上で重要だと思えます。所有者には「植栽の義務または天然林育成の義務」いずれかの選択枝を与えるという考え方もできると思えます。</p>

提 言	通 No	ご 意 見 等
8 水土保 全林等	8-1	<p>水土保全林等の管理や里山の天然生林の活用については、林業が生業として成り立つことが前提になると考えます。私の業務上の判断基準は、一貫して「森林所有者(その多くは林家)にとっての是非」であり、林業活動の結果として、森林の整備、森林の保全、木材の利活用、林業従事者の地位向上等が達せられると思っています。これは資源循環林のみならず、水土保全林やクヌギ林(天然生林)における林業活動でも該当すると考えます。椎茸原木としてクヌギが伐採され、スギ・ヒノキ林への侵入竹が竹材として販売できれば、森林所有者の手元に所得が生まれます。経済活動の一環として林業が実践されれば、私有林の公的な整備や公有林としての買い上げ等は必要ないと思います。むしろ、我が国には買い上げができるほどの財力はないと認識しています。なお、クヌギや竹資源に関する生産指標等は少なく、さらなる調査・研究が必要かと思えます。</p> <p>また、私権の制限については、運用が難しいと感じています。これまでの森林計画制度の中で、「要間伐林分に対する市町村長の施業勧告制度」等が設けられましたが、その実績は皆無かと思えます。ただし、前述のとおり保安林については、指定の際に「制限の付加」が説明され了解を得ることから、何らかの施策が展開できると思えます。</p>
9 里山林 の再活 性化	9-1	<p>持続可能な森林経営を行うための基盤整備</p> <p>里山の小面積林地や人工林の伐採後の造林放棄地が、ごみの不当投棄地や、シノダケやコシダ・ウラジロのなど優占した荒廃林地となり、そのままでは再生不能な林地と化している林分が多い。また30年生内外の人工林で、除伐、間伐の殆どおこなわれない経営放棄地もかなりあるはずだ。これらの林分に対する実態調査は公表されていないが、速やかに実態を把握し対策を立てることは本提言の実施に当たっての基盤整備上の急務であると思料される。しかしこれらの森林所有者は、自らの森林経営意欲は低いので、環境保全の見地からも何らかの公的な支援事業とならざるを得ない。この行政面への提言は研究会の性質を考慮してか控えめになっているが、予算を含めた政策上の強い提言が期待される。</p>

提 言	通 No	ご 意 見 等
9 里山林の再活性化	9-2	<p>生物多様性の保全と面的管理</p> <p>この中で、森林の生物多様性については、はっきりした定義はないが、わが国の場合は森林植物(灌木・草本を含む)の種や系統など遺伝変異を含めた多様性の保全となるが、当面は有用な樹種の種または系統保全が目標となる。しかし最終目標としてはすべての森林植物を目標とすべきであり、保全の方法としては奥地林は大面積の保全で事足りるが、問題は里山の希少植物の保全である。この中にはすでに絶滅の危機にさらされているものも多く含まれているので、里山の施業において特段の考慮を要するものが多い。この場合自然のフロラ形成力を行使し、自然の力で本来その土地にあった植物のビオトープが形成されるような施業が必要である。種子を取って、育苗し植え込むという植林方式では不可能なものが多いから、鳥類などの力を借りて土着樹種が自然発生するような更新作業が必要である。この面では稚樹発生の生態的な研究が必要である。</p>
10 人工林の間伐	10-1	<p>新政権では間伐、特に利用間伐・搬出間伐が重視されて、切捨て間伐については厳しい方針であたることが想定されますが、それらの方針に関する考え方が提示される必要があること。</p>
10 人工林の間伐	10-2	<p>間伐技術の徹底というより、間伐技術の確立がされていないと感じます。間伐は収穫なのか保育なのか。両面があります。林令(径級、材質＝用途)によっても判断が違います。補助金の支出目的とも関係しているため、すっきりしません。間伐木が販売できる(収穫できる)ことが理想であることは事実です。選木方法は、収穫が絡むならば販売目的に合う木でしようし、保育ならば劣勢木となります。法的には間伐の定義はないと言われております。うまく整理できませんが、目的に沿った間伐技術を確立した上でその徹底かと思えます。</p>
11 生産の効率化	11-1	<p>生産効率化促進地域の指定については市町村が行うと提言されています。しかし、運用にあたっては、市町村に林務技術者がいないこと、造林事業における市町村の関与度合いは薄いこと等から、県の出先機関(林業普及指導員等)や森林組合等との連携が不可欠であると思えます。提言では、「資源の循環林の全てで整備を行うことは(財源的に)困難であり、ある特定の地域を指定し整備を行う」と分析・提案されています。しかし、当県の場合、林業が実践される場所の大半は水土保持林です。さらに、吸収源対策等で造林予算は潤沢にあるにも関わらず、事業量及び労務の確保が不十分なため予算が未消化となっているのが実情です。以上の点で、提言との乖離を感じます。他都道府県でも同様の傾向にあると想像します。繰り返しになりますが、森林の区分については、保安林を環境林(≒水土保持林)として保全対象にし、保安林以外については経済林とし、林業(経済)活動を通じ森林の整備・保全を達成するのが現実的だと考えます。</p>

提 言	通 No	ご 意 見 等
12 施業の集約化	12-1	<p>森林施業計画の策定率がアップし、同計画の内容が確実に実行されれば、施業の集約化についても自ずと達せられると思います。森林施業計画の内容(30haの面積用件等)を再検証・改善することで、森林所有者の意志を反映させたボトムアップ(積み上げ方式)の事業展開が図れると考えます。なお、ここ数年、施業の集約化が全国的に進められており、「施業プランナーの育成」等の提案は林業関係者に良い刺激となったと思います。林業生産の効率化を図るには集約化が有効な手法であることに、異論はありません。ただし、集約化は森林整備の効率化のための手段の一つであり、それが目的化することには疑問を感じます。また、全国一律に『施業集約化』が展開される様を目にし、全体主義的な一種の危うさを感じます。一方、「実施計画」については、前述の森林施業計画が適切に策定されれば、改めて作成する必要はないと考えます。今こそ、森林法に規定される森林施業計画について、設立に至った経緯や構想等を再確認すべきかと思えます。また、実施計画の策定支援については、(林業普及指導員ではなく、)外部コンサルタントの活用が記載されていますし、現行の施業プランナーの育成は、森林総合研究所及び全森連・県森連が主体となっており地方自治体は蚊帳の外です。以上に関しては、今回の提案及び林野庁の制度設計に疑問が残ります。</p>
13 路網の整備	13-1	<p>架線系集材システムについての記述がほとんどありませんが、世界でもわが国の技術力が高い分野であるとも聞きますし、「機動的な木材生産が可能」「路網開設の必要がない」「架設による自然環境への影響が少ない」などの利点もあります。またエンドレスタイラー以外に小規模なジグザグ集材など多様な方法をとることができます。路網整備を誘導していく政策を取ったとき、運用次第では急峻な地形が多い地域などでコスト・自然環境面から不利な選択になる場合もあるかもしれません。林内路網整備の推進にあたり、平行して多様な架線系システムの活用を考えていく視点も必要ではないでしょうか。</p>
13 路網の整備	13-2	<p>作業道の目的を明確にすべきと思えます。</p> <p>作業道が、トラックが通ることを前提としたものか、フォワーダ等の林業機械のみが通ることを前提としたものか、提言では明確ではありません。トラックを通すのか、そうでないのかによって、作業道の路盤強度等の規格等が異なり、開設する技術者の資質も異なってくることから、議論の前提を明確にした整理が必要と思えます。</p>

提 言		通 No	ご 意 見 等
13	路網の整備	13-3	地形,地質等に十分配慮した路網計画の必要性についても,記載すべきと思います。 路網については,闇雲に高密度の路網を開設すると,将来の主伐(皆伐)時には,林地崩壊の危険性が増大し取り返しのつかない事態が危惧されます。地形,地質等に十分配慮した計画とすべきことを記載することが必要と思います。
13	路網の整備	13-4	林道,作業道の名称を問わず,トラック道の必要性(出来れば,必要量も)を強調すべきと思います。 ドイツの林業生産の活性化の大きな要因は,ひとえに全幹材(20m超)を運搬可能な40トントレーラーが通行できる道が,50m/ha以上あることだと思います。林道・作業道の名称のいかんを問わず,日本でもトラックが通行できる道こそが必要(フォワーダの運材距離が1km程度になるような密度。)であると思います。現在,作られている壊れない作業道はその先のフォワーダ等が通行する路網であるという位置付けが必要ではないでしょうか。
13	路網の整備	13-5	作業道作設に係る保安林の問題(解除,作業許可)については,ご指摘のとおりであり,法改正が必要と感じます。また,保安林内であっても大半の作業道は,現地に復元されることなく半永久的に使用されます。その場合,2年毎に作業許可の更新手続きが繰り返されます。その他,保安林に関する法令については,全般的に見直す時期に来ていると思います。なお,「大多数が賛同した場合には,限られた森林所有者等の同意が得られなくても作設が可能となるような特例…」という提案は,私有林(私有財産)における裁判事例等を目にする限り,かなり難しいように思います。
13	路網の整備	13-6	実務上,是非実現いただきたいのは,作業道の位置づけ再考です。開設時の申請,被災した場合の手当などについて,いつも困っていました。

提 言	通 No	ご 意 見 等
13 路網の整備	13-7	<p>長伐期化と大径材の生産</p> <p>物理的にベースマシンを大きくしないと危険です。長伐期に合わせてベースを大型化するのであれば、道の規格も大きくしなければなりません。現状では良く指導のある2.5m道で2.5m幅の機械を真横に旋回させて重量物を引き上げます。キャタピラ進行方向に対して直角方向での重作業は土木作業でも禁止なはずですし、機械の転倒軸の距離が明らかに中心に近くなります。ですから検査前の実際に仕事をしている規格は4m、作業ポイントとなり得る場所では5から6mです。さらにベースをワンクラス上げるのであれば2割弱大きくしなければなりません。また、小さい機械に大きなエンジンを載せるのであればエンジンパワーに比例して理論上必要な空間があるはずなので無理があります。伐採の技術も差が出てくるので事故率も上がることでしょう。私の地域はほんの少し年齢が高いので、そこでの経験から、傾斜地では80年までが安全を確保して効率的な作業が出来る林齢だと感じております。それ以上の現場は特別な仕事として、生産性の細かな数字は二の次にし、心して作業に当たっています。</p>
14 生産システム	14-1	<p>“日本に合った高性能林業機械の開発”がないです。林業機械のセミナーが不十分であったことからかもしれませんが、いつまでも輸入マシンまたは建設機械の改良で良いとは思えません。提言 14 の中でふれてはどうでしょう。</p>
14 生産システム	14-2	<p>全国で高密路網、高性能機械で搬出できる箇所と比較して、搬出できない箇所の方が多く存在すると考えられる為、旧来の集材方法を簡易にできる、技術の確立を希望します。</p>
14 生産システム	14-3	<p>架線系集材システムについての記述がほとんどありませんが、世界でもわが国の技術力が高い分野であるとも聞きますし、「機動的な木材生産が可能」「路網開設の必要がない」「架設による自然環境への影響が少ない」などの利点もあります。またエンドレスタイラー以外に小規模なジグザグ集材など多様な方法をとることができます。路網整備を誘導していく政策を取ったとき、運用次第では急峻な地形が多い地域などでコスト・自然環境面から不利な選択になる場合もあるかもしれません。林内路網整備の推進にあたり、平行して多様な架線系システムの活用を考えていく視点も必要ではないでしょうか。</p>

提 言	通 No	ご 意 見 等
15 原木の供給	15-1	<p>森林を含めた所有権を認めた憲法体制のもとで、安定供給できる仕組みをどうつくりだすことができるかは最大の問題であり、これまでの林政のあり様を考慮しながら、仕組みづくりを行っていく必要がある。</p> <p>その際に重要なのは、施業計画の実質化・遵守の徹底、森林認証制度の活用、さらには民主党のマニフェストでいう「森林所有者に対して森林の適切な経営を義務付け、間伐等の森林整備を実施する上で森林所有者が負担する費用相当額を交付する森林管理・環境保全直接支払い制度の導入」である。</p> <p>さらに言えば、都道府県が持っている人材、情報を活用して、木材安定供給できる仕組みを作り出す必要がある。</p> <p>かつての流域管理システム構築時における国有林サイドの情報公開、特に資源情報への消極的姿勢についても、批判と対策が必要である。国有林が実行できない対策の提示では問題がある。</p>
15 原木の供給	15-2	<p>木材生産については、どうしても日本においては使う側に重きを置いているように思えます。もう少し、生産者本位に考えることがあっても良いのではないのでしょうか。農業にあつては、その生産物は販路に応じて、その価格に見合った生産がなされています。高級品を目指す物にはそれなりの手を掛け、加工専用の物はそれなりの手間による生産がおこなわれています。また、加工用のような直接大手の加工業者に行くような物については、加工業者がそれ専用で農家と契約をして生産をさせています。</p> <p>しかし、林業においては、製紙会社が経費を負担する、特殊県行造林や社有林でも、製紙原料用に木材を生産せずに、通常の建築用材と同様の施業が行われ、費用が費やされています。そして、こうしたことは全国各地の林家において、同じことが行われています。なぜ、日本においては、製紙用の山林、合板用の山林、建築材用の山林がないのか不思議でなりません。建築材生産に不向きな場所であっても、同じ施業が行われているのです。そのことが林業を業でなくしているのではないのでしょうか。近年、年間100,000m³以上を消費する大型の木材会社が各地にできています。そうした会社では、なぜ農業における加工会社のように、木材の契約栽培を行わないのでしょうか。安定供給だけを求める現行の施策が、はたして林業再生を本当に目指しているのか疑問です。安定供給のための集約化の先には、再造林がなくては林業再生などありえないと思います。2段林でも複層林でも再造林できる供給ではなくては、林業再生などあり得ないと思います。</p>
15 原木の供給	15-3	<p>木材の安定供給については、平成8年度に施行された「木材の安定供給の確保に関する特別措置法」に基づき、その実現に向け地域の製材所等に働きかけたことがあります。しかし、市場経済活動に行政が関与することの難しさを実感するばかりでした。一方、木製材品は工業製品のひとつとして認識すべきですが、その原料となる素材が安定的に供給されない現況は、大変憂慮すべきことです。</p>

提 言		通 No	ご 意 見 等
15	原木の 供給	15-4	以前は県庁に木材産業を担当する室があり、多くの木製材業者の方が県庁内に入出入りされ、活発な情報交換があった様に記憶していますが、ここ数年、木製材業者の方の来庁がめっきり減少し、ハウジング情報誌や木製遊具を使用する幼稚園等の出入りが増加しています。かつては、「行政も木材流通に深く関与していこう」という勢いがあったと思います。かたや不特定多数の方を対象とした木材の利用推進も重要なことです。しかし、木製材業者の方との意見交換等の度合いが減るに連れ、県独自の木製材関連施策が手薄になってきたことは否めません。
16	木材情 報	16-1	木材情報の収集と提供では、「①国内外の木材の需要と供給等に精通する組織」、「②地域木材の供給見通しができる組織」、「③需要側と木材価格等を交渉できる組織」、以上3つの組織の立ち上げが提案されています。①については、木材総合情報センターの充実もさることながら、行政組織も研究機関とタイアップし、一層努力することが必要です。各都道府県でも木材専門の林業普及指導員等の養成が一層必要かと思えます。②については、競馬の予想屋的な存在では林家等の信頼が得られません。市場経済及び木製材品の動きに精通し、将来を展望する能力が求められるため、この様な力を有する者を招聘できるか否かが鍵となると思います。また、前述の特別措置法が実社会に受け入れられなかった原因を分析することが必要だと思えます。③については、利潤の追求という点で、行政は直接関与できず、また、仮に森林組合等が矢面に立つ場合であっても、組合長の強いリーダーシップが不可欠です。しかし、それが実現できれば、「組合員のための組合」という本義が果たせると思えますし、今後、森林組合に求められる事柄の一つとも考えます。なお、新たな会社組織の設立においては、使命感を持った地域リーダーの確保が課題となります。なお、今後の議論の結果、各組織の立ち上げが不可欠となれば、各都道府県は地域の牽引役としての役割を果たす必要があると思えます。
17	木材利 用	17-1	森林認証、トレーサビリティ等にITをより有効に活用することで、樹木の適切な管理から効率的なサプライチェーンマネジメント、その結果、環境の保全により貢献できれば良いと思います。

提 言	通 No	ご 意 見 等
17 木材利 用	17-2	<p>山の情報を市民に伝達する手段</p> <p>木材の合法性だとか持続可能性などの情報を消費者に伝達する(いわゆる CoC)の重要性を認識すべき。このことが森林管理の質・関心を広めてきた一般市民と林業関係者が連携をとって森林管理の質をレベルアップしていく重要なプロセスなのではないか。</p> <p>FSC や PEFC,SGEC などが開発してきた山の情報をビジネスチェーンに載せて消費者に伝達する仕組みは森林管理の質を上げていく上でも重要なツールである。これをいかに既存の森林認証のようなコストをかけず、効率的に実施するかは重要課題。この点で林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」の意義をとらえておく必要がある。現時点で全国 7500 社の林業、木材産業、家具、文具などのメーカーがこれに取り組んでおり、これを、持続可能な森林経営から生産された製品の供給ネットワークとして是非位置づけて頂きたい。</p> <p>この点で提言16に木材情報の収集と提供という提言があるが、需給価格情報などに政策的な関与をするのは過去の経験から難しい面がある。上記の産地の環境情報(持続可能な森林経営の他に、合法性、間伐材、国産材(産地情報)、ウッドマイルズなど)を伝達する仕組みを明確にすべきである。</p>
17 木材利 用	17-3	<p>木造建築を志向する人の割合が高い集団の一つに、県の林務技術職員が挙げられます。これは、日頃から業務を通じ木材の良さを知る機会が多いからであり、ある意味当然のことです。セールス成功の秘訣は、「売り込むべき自らの商品に自信があること」と見聞します。木材は、知れば知るほど、その素晴らしさが実感できる材料です。最高の素材を PR しているという自負と自信を持って施策を展開することができ、このことは大変有り難いことです。</p>
17 木材利 用	17-4	<p>需要の掘り起こしには、一層の PR 活動が不可欠です。一般消費者に対する PR も大切ですが、大量消費の鍵を握るキーパーソン(国会議員、国土交通省幹部職員等)に対する的確な説明等がより重要かと思えます。例えば、商業施設では4階建て以上に制約があるのでならば、その疑問等を払拭するだけの科学的見地に立ったデータの蓄積及び同データに基づく論理的な(キーパーソンへの)説明が必要かと思えます。なお、法律の改正では、物事が善処することもあれば、逆の場合(建築基準法の改正による官製不況等)もあります。その意味では、説明者(林野庁等)の責任も大きいと思えます。また、国が主導する形で、海外における商業用木造施設の実態調査等を行うことも有効化と思えます。いずれにせよ、キーパーソンが適切な判断ができるような情報を林務サイドから適宜送信し続けることが大事だと思います。</p>

提 言	通 No	ご 意 見 等
17 木材利 用	17-5	<p>一般的には戦後の人工林がそろそろ伐期を迎え、その利用に期待されてはいるものの、偏った年齢構成は当分変わらず、限定された樹種とサイズの材だけが市場に流通することから、常に供給過多による木材価格崩壊を引き起こす危険性を秘めています。従って、これからの木材生産では経営の弾性－需要ベースの林業－をいかに維持してゆくかにかかっていると思います。言い換えれば、木材価格の動向に合わせて市場価格の高い樹種を安定的に供給する林分構成にしてゆくための施業、木材販売が芳しくない時に収益の埋め合わせができるような多角的事業展開を前提に、幅広いオプションを持たせて森林経営を行ってゆくということです。今後また日本全国の森林事業体が伐採跡地にスギとヒノキを造林しても、その林産物の需要と供給のバランスが崩れてしまえば結果的に戦後の二の舞になってしまいます。将来の林業のあり方は、やはりその地域に適した樹種を生産し、地域材の付加価値を付けてそのための市場を開拓してゆくことではないでしょうか。そのためには森林経営を森林という多様な機能を備えた「地域特有の資源」を有効活用するという意味合いの中で林業を捉えてゆくことが必要といえます。</p>
18 森林組 合	18-1	<p>森林組合や事業体等について 森林組合の職員であっても、現在実施している森林整備が、どのような法令により、どのような制度に基づき、事業が行われているかを知らない者がほとんどであると思います。事業体やNPOなどは、当然知らない者の方が多いのが実態です。補助金の制度が複雑でわからないので、もっと簡単になどという意見があるのもそのためだと思います。しかし、どのような業界でも、その業界に関わる法令、制度を知らないで、事業を展開している者などいないはずで、なぜ林業界だけが、このような無知でも事業が行えるのか不思議です。</p>
18 森林組 合	18-2	<p>サービス業に特化した森林組合の収入の柱を手数料収入だとする点には完全には同感できません。それでは、「やりやすいところからやる」体制、小規模所有者軽視の流れが加速すると考えます。もともと、小規模で経済性から見て不利な人々を救済するのが協同組合だと思いますが、それは収益部門の力で救済するものです。収益部門を切り離した上で「手数料で稼ぐ」だけでは、弱者(非常に零細な所有者など)を業務の対象とするモチベーションになりません。むしろ完全に公的機関にするか、せめて県等が組合を正しく指導監視・支援する必要性に言及すべきと考えます。</p>

提 言	通 No	ご 意 見 等
18	森林組 合 18-3	<p>森林組合の事業から作業班の切り離しについて</p> <p>現在の森林所有者は組合組織の信用から施業を依頼するものであり、この切り離しは、益々森林離れに繋がると考えられる。組合の経営、原価に対する意識改革により実働部隊も森林組合に必要ではないでしょうか？</p>
18	森林組 合 18-4	<p>森林組合の見直しと素材生産業者の参入について</p> <p>森林組合には全国各地で批判が多いのは当然かもしれません。以前は1市町村 1 組合といった森林組合が多く、その内容も市町村の下請け的な要素が大きく、その職員も民間人でありながら、公務員よりも公務員的だと言われていました。現在でも、そのような組合が少なからずあると思います。また、現場の作業員(技能職員)が請負にちかい出来高制給与で雇用されていることも多いと思います。そうしたことから、森林組合やその職員への批判が多いのも当然なのかもしれません。そういうことから、森林組合の改革が必要だと思われると思います。しかし、単に森林組合を森林管理主体としたコンサルタント的業務を専業とすることが、それになるのでしょうか。また、作業班を切り離してしまうことが、それに従事している者にとって良いことなのでしょうか。</p> <p>この提言にあることと似通ったことが、数年前に行われたことがあります。はたして、この提言にはそのことを検証したうえでの提言なのでしょうか。ある県ではそれまで森林組合が独占していた県の森林整備事業を一般競争入札としました。そして、建設業者をも簡単な教育により参入させました。これにより、はたしてどうなったのか検証されたうえでの提言なのでしょうか。</p> <p>県の施策により、ある森林組合では、それまで県から指導されて作業班員の雇用環境改善ということで、完全月給としていたのを出来高制に変え、また多くの者を解雇しました。また、ある組合では下請け業者を切り、直営だけにしました。こうした地域では、現在も県の事業に関しては、たいへん激しい競争が行われています。これはどういうことかといえば、建設業者が参入したとはいえ、建設業者の既存の従業員が、森林整備を行っているのではなく、森林組合から解雇された者を雇用したり、またそれらの者や森林組合の下請け業者であった者を下請けとして使っているということなのです。大きく言えば、そのことによって雇用が拡大したということではありません。建設業者も林業に本格参入しているわけではなく、下請けに出して頭をはねて、いくらでも儲けを出せばいいくらいのことで、参入しているにすぎません。</p> <p>また、この他にも弊害はあり、多くの森林組合では作業班を請負に近い出来高制給与としているため、競争入札による低価格での落札が、作業現場の出来を、検査に合格できる最低レベルにしています。そのことにより、森林組合の現場の出来が、そ</p>

提 言	通 No	ご 意 見 等
		<p>の地域での完成基準となっているため、そうしたところでは素材生産業者や建設業者が参入しやすくなっています。それは単に出来の悪い仕事をした山林を増やしているだけです。また、このような地域では、森林組合の作業班も素材生産業者や建設会社の従業員も、出来高による請負制に近い給与制度のため、振動工具の使用時間基準をはるかに超える、労働環境をつくりだしています。出来高で収入は当組合のそれとは比べ物にならないほど高給となっていますが、健康増進ということを考えた場合に、はたして、それはよいと言えるのか疑問です。</p> <p>こうした流れに逆行するかのような施策が打ち出されてから、県だけではなく市町村も含めた行政からの請負事業だけに頼っていた事業体制から、いち早く森林組合が事業主体としての事業を展開することとしました。当然、組合内部で職員からの反発も多く「仕事が減少する中で、なぜ下請け業者に仕事を出すのか」、「職員がいちいち組合員のところについて契約してこななくてはいけないのか」といったことが多くいわれました。しかし、そうした意見は、単に楽をしたいという考えであるので、厳しく指導を行いました。それにより、自ら事業を作り事業を確保し、下請け業者を切ることなく、作業班の技能職員も減員することなく進めてきました。また、作業班も月給者と日給者がいましたが、現在は基本的には完全月給制とし、毎年昇級できる制度に改正しました。</p> <p>月給制ゆえに、県の事業にあっては、たとえ落札額が安価であっても、赤字になろうとも良い仕事すべく現場の指導をすることができました。このような取組みにより、当組合管内における県事業では、森林組合の行う現場が完成基準となり、また、組合から離職する者もなく、下請け業者も切ることなく、管内の林業従事者のほとんどが組合で仕事している状態となり、当初多くの建設会社が参入していましたが、みな素人仕事ゆえに利益を出せず、ほとんどが撤退してしまいました。</p> <p>このようなことから、単に素材生産業者や建設業者を参入させれば、林業従事者が増えて、森林整備が加速するということにはならないのだと思います。</p> <p>これまでの森林組合は、職員が特権階級で、作業班は奴隷のような風潮があり、そこからの脱却を森林組合の見直しと言っているのでしょうか。この提言で言うコンサルタント的業務にということは、別の言い方をすれば、森林組合職員を特権階級的立場から引きずり落とし、奴隷のように使われていた作業班を解放させるということを意味しているように思えます。そのために、作業班を独立した組織にしたり、職員も現場で作業するように、というようなことが述べられているのだと思いました。</p> <p>しかし、どこの企業でもスタッフとラインはあるはずで、スタッフにはスタッフのラインにはラインのすることがあり、そのことへの評価があるはずで。</p>

提 言	通 No	ご 意 見 等
		<p>森林組合の見直しとは、業務内容を上から無理やりに変えるのではなく、そうした環境を確立するような指導を行うことではないでしょうか。そのためにも、林業労働環境の改善に取り組むことが優先されなければならないのではないのでしょうか。また、管理者である組合役員の経営者としてのレベルアップをすべきなのではないのでしょうか。</p>
18	森林組合 18-5	<p>保安林整備事業等の発注等で、入札の指名対象が森林組合に限定されることについては、全国的に改善されるべきだと思います。森林組合と林業事業体との競争が始まることで、新たな課題が生じると想像しますが、それぞれの組織の体質強化のためにも実行すべきことだと考えます。なお、森林組合の役職員の意識改革も必要と思います。特に、経営内容が芳しくない森林組合においては、理事の選定や理事会のあり方等について、検討が必要と思われます。</p>
18	森林組合 18-6	<p>提言にある「育成の時代」から「利用の時代」の流れで、森林組合は、これまでの補助金中心の体質から脱皮することについては賛成であります。</p> <p>これまで、いくつかの県森連を訪れたことがあります。そこでは、少なくとも市町村にある森林組合よりは規模は大きく、多角的な経営を行っていますし、集約的施業の研修拠点としての活動もされているようであります。</p> <p>現場に視点を向けますと、ある森林組合のなかには、3班で現場を、生産班、造林班と分け事業を実施しておりました。生産班のメンバーの話によると、隣にある素材生産事業体は生産性も高く、稼ぎも多いということで、うちの組合では、生産性を上げて作業を実施したいが、賃金等の問題もあり、自分としては事業体には負けなつもりでいるので、歯がゆい思いをしているとのことであります。</p> <p>提言25の市町村森林・林業行政の強化との関連で、森林組合の状況を見るならば、市町村の担当窓口の代役もしているところが多くあると聞きます。地域の森林計画に大きく貢献している面を有しているのも実態であります。</p> <p>一方、提言にもありますように不在村森林所有者の問題や在村者の高齢化もあり組合員管理が難しくなり、管理に力点を置くのがこれらの森林組合のあり方と考える人もいるとのことですが、実際、組合で働いている人からは、管理もやりたい、事業もやりたいとの声も聞かれ、また、地域のステイタスとしての森林組合の存在などがあり、一律には事業との分離は困難と思われるので、地域性を生かし可能なところを段階的に行うのが実際的かと思われます。</p>

提 言		通 No	ご 意 見 等
18	森林組合	18-7	私は、森林組合は民間でもない中途半端な立場を脱し、現状の地域への役割と情報の集中を冷静にとらえ、役所の出先機関としてしまった方が良くはないかと思っております。そのもとに我々の様な小さなグループが多数存在して切磋琢磨するイメージを持っております。また、役所としての森林組合は同時にオーストリアで言う木材バイヤーであるべきで、供給側の取りまとめだけでなく、売り先の取りまとめまでのパイプ役を担うべきだと思っております。
18	森林組合	18-8	提言には、「森林組合は、森林管理に重点を置き、事業の実行については、作業班を切り離し、他の事業体に委託等をする形に変わっていくことが必要」との記述があります。ここ数年、森林組合作業班員の一人親方化が問題視されています。従来、作業班員は森林組合の傘下のもと、労災制度に加え、社会保険(雇用保険、健康保険、年金の3点セット)及び林業退職金共済制度(林退共)に加入することで、安心して業務に携わってきました。しかし、作業班が解体され一人親方になることを余儀なくされた方の多くは、今や労災制度の加入に留まっています。林業従事者の就業環境の向上は、林務行政の大きな課題の一つです。勿論、林業の現場にも競争原理を働かせ、効率化を図る必要はあります。しかし、現場の第一線で働く林業従事者は、一般に、高くない賃金体系に甘んじています。それに加え社会保障も十分に受けられないとなれば、離職の道を選択せざるを得ません。仮に、当県で作業班が組合組織から切り離される場合、一人親方化とするのではなく、事業体としての独立を誘導し、認定事業体の認定申請を指導するのが妥当だと考えます。いずれにせよ、林業従事者のことを十分考慮した施策立案とすべきかと思います。その点、提言 20(林業労働者の処遇改善)については、全面的に賛同します。

提 言	通 No	ご 意 見 等
19 素材生 産	19-1	<p>現在ある森林組合以外の事業体で、林業専業でちゃんとした経営を行っているところを見れば、経営の基礎となる施業計画を持っているところばかりです。素材生産業者もNPOも自らの足で森林所有者から、施業委託を受けて施業計画を樹立し、自らの計画を持っている事業体がきちんとした経営をしているのです。公共事業だけでは現実にはやっていけないのが現状で、安易に新規参入をさせても公共事業が減少したときには倒産してしまいますし、事業が出るまでの間の経営が成り立たないのです。</p> <p>現実には、最近当組合の下請けになった業者は、当管内の者ではないのですが、県の資格養成の後に新規参入しました。しかし、年間を通じた公共事業など得られるわけがなく、またあるNPO(当時)の孫請けをして、下請け者にたいへん値切られて、ひどい目にあつたといいます。そんな中で、仕事が欲しいと当組合を頼って来た訳ですが、現在は当組合事業主体の事業の下請けを行い、ようやく経営がなりたっているということも現実にあります。</p> <p>このようなことを踏まえたうえで、新規参入のありかたや、業者の育成を考えなければならないのではないのでしょうか。新規参入を簡単にすることが良いことであるとは思えません。他の業界にあつては新規参入することのハードルはたいへん高い物があり、それを乗り越えてこそ健全経営ができるのではないのでしょうか。</p>
19 素材生 産	19-2	<p>提言 19(素材生産業の新規参入)については、執筆者の方の熱き想いは伝わりますが、若干独りよがりの文章となっている気がします(断定的表現が多いと感じました)。</p>
20 林業労 働者	20-1	<p>事務の取りまとめと現場技術の新たな仕組みを構築する取り組みが全国的に広がることを願っています。現場の人間は「労働者」ではなく「森林作業員」であり、提言にあるように、自ら判断し、行動することが出来なければなりません。しかしそこにたどり着くまでは月給制のもとで勉強し、その後はそれぞれの得意分野を生かし、適材適所の役割分担をすべきだと思っております。</p>

提 言	通 No	ご 意 見 等
20	林業労働者 20-2	<p>提言には、「森林組合は、森林管理に重点を置き、事業の実行については、作業班を切り離し、他の事業体に委託等をする形に変わっていくことが必要」との記述があります。ここ数年、森林組合作業班員の一人親方化が問題視されています。従来、作業班員は森林組合の傘下のもと、労災制度に加え、社会保険（雇用保険、健康保険、年金の3点セット）及び林業退職金共済制度（林退共）に加入することで、安心して業務に携わってきました。しかし、作業班が解体され一人親方になることを余儀なくされた方の多くは、今や労災制度の加入に留まっています。林業従事者の就業環境の向上は、林務行政の大きな課題の一つです。勿論、林業の現場にも競争原理を働かせ、効率化を図る必要はあります。しかし、現場の第一線で働く林業従事者は、一般に、高くない賃金体系に甘んじています。それに加え社会保障も十分に受けられないとなれば、離職の道を選択せざるを得ません。仮に、当県で作業班が組合組織から切り離される場合、一人親方化とするのではなく、事業体としての独立を誘導し、認定事業体の認定申請を指導するのが妥当だと考えます。いずれにせよ、林業従事者のことを十分考慮した施策立案とすべきかと思えます。その点、提言 20（林業労働者の処遇改善）については、全面的に賛同します。</p>

提 言	通 No	ご 意 見 等
20	林業労働者 20-3	<p>林業労働者の視点からみれば、日本における林業労働者の労働環境は大変劣悪です。森林組合以上に民間は劣悪です。カナダなどでは、林業労働者はチェーンソーを使用する者も、重機のオペレーターも半日という労働制限があると聞きました。本来、チェーンソーや刈払い機など振動工具は、健康を考えればカナダのようにすべきであると思います。しかし、日本にあっては労働法では2時間以内と使用制限があるにもかかわらず、国県の設計歩掛ではそれ以上の計算になっています。それにもまして、そうした有害業務を安価で落札し出来高で行わせているのが、多くの現場の実態です。また、出来高ゆえに高給をとり、そのため長時間の仕事を作業員が進んで行っている事業体を、評価するような発言が林野庁などからも聞かれますが、それが本当に作業員の人生にとって幸福なことなのでしょうか。そうしたことを進めるような風潮は危険ではないのでしょうか。このような現状の改正なくしては、林業労働者の労働環境の改善はありえないと思います。</p> <p>当組合では、月給制をとっていますので、技能職員が過剰労働をすることもなく、また、休憩時間もきちんと取れる環境にあります。また、作業班の技能職員とはいうものの、現場で伐木造材集材や造林作業だけを行っているわけではありません。彼らも、現場代理人や主任技術者となりうる知識を身につけさせ、現場監理を専業で行わせたり、単なる現場作業員ということではない、森林組合の技能職員として就業しています。また、希望する者には施業プランナー的なことに配置転換し、職員と同等な仕事をこなすようになれば、職員へと配置替えしています。こうしたことが出来るのも完全月給制をとっているからだと言えると思います。</p> <p>これまで何度も職員と技能職員そして役員が話し合いを行い改善してきました。ある組合では、月給制にすれば仕事がルーズになって、利益が上がらなくなるという意見もきかれます。しかし、それは現場を監理する職員が指導すればよいことであり、職員のレベルの問題であると思います。また、収益性が減少すれば当然のことながら、全員の給与が下がることになるのですから、それを全員が認知して仕事をしていれば、そのようなことは起こらないと考えます。そのため、組合の経営内容も技能職員にも理解させることが必要です。</p>
21	森林サポーター 21-1	<p>森林サポーターの試みは有意義だと思いますが、サポーターに「実施指導」まで行わせるのは難しいように思いました。普及指導員などでさえ「スキル向上が必要」と謳っている中で、唐突ではないでしょうか。巡視が基本、という表現でよいのではないのでしょうか。</p>

提 言		通 No	ご 意 見 等
21	森林サポーター	21-2	かつて当県では、森林保全巡視員を各地域に配置し、県内の森林を定期的に巡視してもらっていました。しかし、財政上の都合により同制度は廃止され、森林ボランティアの活用に切り替えられ、今に至っています。しかし、森林ボランティアによる活動だけでは当然限界があります。森林サポーター(仮称)を配置するには、財源的な裏付けが不可欠です。ところが、国や地方自治体に相応の財力はありません。自然災害が生じた場合、最も迅速に被害状況を伝達してくれるのは、地元の森林土木業者です。シカ等の被害状況について伝達してくれるのは、農林家や鳥獣保護員です。森林の病虫害被害について伝達してくれるのは、農林家や森林組合職員です。森林の状態を的確に把握するには、これらの人々の力をうまく活用することが有効だと思います。その場合、協力者の社会的評価を高めることが不可欠と考えます。
22	助成の見直し	22-1	新政権のマニフェストでは、「森林管理・環境保全直接支払制度」の創設が提起されているが、同制度に関する考え方を提起する必要があること。それは提言 15(原木安定供給責任体制の確立)と提言 22 と直接的に関わっているので、重要である。
22	助成の見直し	22-2	私は、施策立案はシンプルに行うことが大事と考えています。その意味では、現行の造林補助制度等は大幅に見直しを図るべきだと認識しています。一方、今回の企画(提言)は大変素晴らしく、私も多くの刺激を受けました。

提 言	通 No	ご 意 見 等
22 助成の見直し	22-3	<p>造林事業が複雑化していることについては、ご指摘の通りであり、私も制度の見直しを強く望みます。また、その内容を分かりやすくするという考えにも全面的に賛成です。</p> <p>造林補助の見直し試案では、「新植・保育等については定額補助とし、利用間伐等については融資・助成方式とする」旨、提案がなされています。私は、利用間伐等についても定額補助とすべきだと考えています。融資・助成方式(案)は、林家等に分かり難い複雑なシステムに他ならず、賛成できません。シンプルな制度設計として欲しいと思います。</p> <p>林業に比べ農業では融資の申請が多く、経営面における資金運用の重要性を実感したところです。なお、農業分野では貸し付けの適否について、審査会(県出先機関)が判定にあたります。審査の様様を実際に見た限り、今回の提言で懸念されている「都道府県職員の審査上の技術能力」については、各職員が経験を重ねることでカバーできると想像します。問題は、返済が滞る場合の対処です。借金を抱える農家の救済措置として「農家負担軽減資金」という資金がありましたが、農家の家計(生活)にまで口を挟む必要があり、対応に苦慮しました。なお、助成方式(案)では、国・県からの出資金が財源の原資(直貸方式)となっていますが、銀行や農林漁業金融公庫の原資に国・県が利子を補給する方法(転貸方式)が優れているというのも実感です。また、林業では、林業事業体の立ち上げ等で必要となる長期・短期の「運転資金」が存在せず、農業に準じた形での創設が必要と思います。いずれにせよ、融資・助成方式は、多くの問題を孕んでおり、賛同しかねます。</p>
22 助成の見直し	22-4	<p>「森林施業計画が重視される必要があり、施業の集約化に繋がる」という点については、大いに賛同します。また、定額補助であっても森林施業計画との関連性は必要だと思います。ただし、現行の「森林施業計画の登載林分であれば、査定係数をかけて、補助率をアップする」等の『物事を複雑にする考え方』は改善すべきです。また、保育間伐(切捨間伐)に対しては、助成すべきではないという見解を散見します。しかし、保育間伐は育林上必要不可欠な施業であり、育林が結果的に国土の保全等に寄与することを鑑みても、支援の継続を求めます。さらに、造林補助事業が定額補助となれば、全国的に事務が大幅に簡素化され、事務量の削減等が見込まれます。この場合、都道府県職員や森林組合事務職員は、森林施業計画の策定推進や、間伐等の事業確保に本腰を入れることができ、森林の整備はより進捗すると考えます。産業の振興策として、はじめから「補助ありき」では問題かもしれません。しかし、木材価格が低迷する中、森林の整備・保全を持続させるには、林業活動の支援はやむを得ず、適切な説明を行えば住民の理解も得られると思います。</p>

提 言	通 No	ご 意 見 等
22 助成の見直し	22-5	一番興味深かったのは、提言22の助成の見直しでした。全国でのいきなりの転換は難しいにしても、地域を限定してのモデル的な実施なら、やってみたいと思います(個人の意見です)。
22 助成の見直し	22-6	補助金の体系に縛られ、林業従事者の創意工夫が活かされない問題が見られる。例えば、低コストの作業道を設置しても幅員が基準を満たさないため補助金が支給されないなどの問題がある。補助金の体系が複雑すぎて、申請者・都道府県ともにその事務手続きに膨大なコストがかかっている。補助金の体系を簡素化し、地域の特性を活かした創意工夫を促進すべきである。
23 林業経営分析	23-1	経営分析不足は私共にも大いに責任がある所ですが、具体的に誰(どこ)がどのような形で行っていくべきか、提案 14(適切な生産システムの選択と生産システム評価機関の創設)にあるような枠組の例示だけでもされれば有難いです。
23 林業経営分析	23-2	各都道府県では、育林や木材に関する試験研究は継続して実施されています。しかし、林業経営の分析等社会科学的な見地からの研究はあまり実施されていないのが実情です。その意味で、森林総合研究所や大学における当該研究は大変重要だと思います。また、私たちが日頃から、当該情報の収集にも努めなければと感じたところです。林業経営に関する研究は、森林学会等でどのように取り扱われているか知りたいとも思います。
23 林業経営分析	23-3	持続可能な森林経営に関する議論が活発に行われていることは森林経営者にとっては心強いことです。どうかこの取り組みも結果が出るまで持続していただきたいと思います。 一覽させていただいた感想としては、森林経営、林業経営に関するファイナンスの議論が欠けているようです。社会資本ともいえる森林を長期間維持するための原資として、税金(補助金)、民間資本、事業収益をどう確保するのか。森林経営の会計規則をどうするか。ファイナンスも踏まえた森林経営のモデルの作成が必要だと思います。経営学や会計学の専門家やファイナンシャルプランナー、金融機関などを交えての検討をお願いしたいと思います。
24 林業普及指導員	24-1	提言の詳細にあるよう市町村職員に林務技術者がいることは稀ですが、それを補う形で、各都道府県の出先機関には、森林計画担当者や林業普及指導員が存在すると思います。林業普及指導員もその気概を持って、市町村職員の方との関係強化に努めなければと感じたところです。

提 言		通 No	ご 意 見 等
24	林業普及指導員	24-2	林業普及指導員の役割強化の提言については、大変良く整理されていると感じました。林業普及指導員への期待が高まることは、普及指導員にとって存在意義を感じることです。また、市町村や森林組合との連携強化についても一層意識していきたいと思います。なお、林業普及指導員は専門性や技術者としての倫理観等を高めるため、技術士等の資格試験へ挑戦する等、自己研鑽を図っていく必要があると思います。
24	林業普及指導員	24-3	林業普及指導員は試験研究機関との連携が必要という点は賛成しますが、悩ましいことに、連携すべき試験研究機関が頼りない面もあります。率直に都道府県の機関についていえば体制や研究員の資質は様々で、例えば現場体験や研究経験の少ない研究員が、数年だけ担当として配置されるという例も全国的に散見されます。また普及員や現場との連携の問題は研究機関側にもかなり改善が必要です。試験研究機関のありかたは別途議論すべきと思いますが、普及指導員の役割強化のためには、こちらの問題も車の両輪として必要になるのではないのでしょうか。
25	市町村行政	25-1	市町村職員について 市町村では、県とは違い林務・林政の専門技術者を置くなどということは、到底考えられないことです。どの職員も数年で配置替えになるのですから、彼らに専門性を要求することは難しいと思います。そうしたことから、どうしても県から提供された森林整備計画の雛型に肉付けしただけの計画となりがちなのが現状です。しかし、それについては市町村担当の能力というよりも、森林整備計画に基づき、森林整備を実施する森林組合や事業体、NPOなどが、きちんと市町村担当者に意見を言わないことに原因があると思います。
25	市町村行政	25-2	私は、市町村森林整備計画の位置づけを重要視し、実効あるものにすべきという点で、提言に賛同します。しかし、市町村森林整備計画が形骸化していることは否めません。また、現行の法令に遵守しつつ独自性を発揮することは、容易ではありません。昨年、第56回森林計画研究発表大会に出席し、『愛知県豊田市の森づくりの方向－市森づくり条例・100年の森づくり構想・森づくり基本計画について－』の事例を目にし、本来あるべき「市町村森林計画」の姿を見た思いがしました(会報No,435号を参照)。現行の市町村森林整備計画は記述項目・様式等に定めが多く、また、短期間(地域森林計画樹立年度の下半期)での策定を余儀なくされており、市町村として大儀を語る余裕はないのが実情です。

提 言		通 No	ご 意 見 等
25	市町村 行政	25-3	最近の林野庁が創設する事業の多くは、全国森林組合連合会等の組織に委託される傾向にあります。例えば、緑の雇用担い手対策事業は(評価すべき点多々ありますが、)「市町村が本来把握すべき雇用・労働(新規林業従事者等)の情報が、市町村にはダイレクトに伝わってこない」等が問題として指摘できます。本当に、市町村主体の森林計画及び施策展開が必要と考えるのであれば、緑の雇用をはじめとする最近の地方自治体を蔑ろにした施策展開については、改める必要があると思います。2次的な情報の集約だけでは、他人行儀的な実感が伴わないビジョンの策定に終始するからです。なお、造林補助事業では、市町村森林整備事業計画(造林の事業計画)で市町村も一定の関与を果たします。しかし、施業実施後の補助金申請では、森林組合等の事業主体から(市町村を經由せず)直接、都道府県に対し手続きがなされます。
25	市町村 行政	25-4	国のあり方として、地方分権・地域主権が推進されることは確実であるので、林政上の課題として、国と地方政府の役割分担が明確に提言される必要です。そうした点では素案では市町村の役割は提起されていますが、都道府県や道州制の政府の役割について触れられていないことは問題であると思います。
25	市町村 行政	25-5	地方分権の立場から市町村に重点を移す提言もされていますが(都道府県との連携を含め)、都道府県が現場から距離を置くことにならないかと心配です。現場主義と専門性のバランスを考えると、都道府県の役割の再構成(地方制度調査会の財政重視の答申は尊重しても)が必要か思います。その時の視点は、企画部門ではなく現場に人間を配置できる組織づくりだと思います。

提 言	通 No	ご 意 見 等
25 市町村 行政	25-6	<p>森林計画の実効性をたかめるためには、市町村森林整備計画が重要であることは提言3(実効性ある森林計画の作成)のところで述べられており、私もその考えには賛成であります。</p> <p>しかし、実際は、市町村の森林・林業関係の窓口は数も少なく、自分の範囲の森林を巡回できないのが実態だと思われます。本提言では、森林・林業行政については、広域な連携を図ることが必要だとされ、良事例も述べられていますが、広域化が果たしてどの程度のものを差すのかが不明です。</p> <p>流域単位であれば流域活性化センターなども数年前から設置され、活動を行い、成果を収めているところもありますが、市町村合併によって、市長の理解が得られず僅かな予算で活動せざるを得ないところもあるようであります。</p> <p>これからの市町村の森林・林業行政を考える場合、提言にあるように、森林の災害防止、環境の保全、山村振興、都市と山村との交流促進を市町村の役割と理解し、広く地域の住民に活動内容を示し、土地所有者との橋渡し、技術的にも優れ、なんでもできる人材が必要となってくると思われます。</p> <p>私はこれまで聴いたことがありませんが、田舎の選挙の立候補者が公約に、森林の持続的な経営方針について訴えた人がいるのでしょうか。あるいは議会で、地元の森林・林業のことを議論しているのでしょうか、もっとその辺の状況が分かると、都市と農村との関係の中で、町村の森林・林業行政の強化に貢献できるのではないのでしょうか。</p>
25 市町村 行政	25-7	<p>提言3(実効性ある森林計画の作成)をはじめ、行政等がより丁寧かつ積極的に森林林業を動かしていくという姿勢が全体に感じられました。その流れの中で、「連携」「技量向上」などが必要だと主に謳われていたと思いますが、行政・指導員などの『人員の絶対数の不足』についても言及しないわけにはいかないのではないのでしょうか。</p>
26 技術者 の養成	26-1	<p>最も切実な問題は、「卒業生が森林・林業に関する業務に就職できないこと」だと実感しています。当県においてもここ数年、林務技術者では退職者数に比べ新規採用者の数が少ない傾向にあり、大変憂慮しています。県としても「雇用の場の創出」は大きな課題であり、県庁自らが毎年、計画的に新規職員を採用すべきだと思います。技術の継承を適切に行う意味からも、(再任用制度は抑制にしても)新規採用は果たすべきです。大学側から各都道府県(人事部局)に対しても、具体的な働きかけをお願いしたいところです。</p>

提 言	通 No	ご 意 見 等
26 技術者の養成	26-2	<p>全般を通じて、「これは誰がやるのか？」という部分がいくつかあります。森林組合、民間事業者、県、市町村、森林所有者、外部コンサルタント、専門機関などと想定されていても、実際に動くことのできる能力・実力を持った担い手が仕事量に比して不足しているのではないのでしょうか。現在、この業界で仕事をしている者が総力をあげてこれら課題にとりくまなければ後がないのだとも感じました。人材育成は、急務だと思います。今、現場へは、予算がどんどん来るのですが、こなしきれずにいることが残念な状況です。</p>
27 現場技術者	27-1	<p>林業に関する専門的な知見を有する現場技術者の養成は喫緊の課題だと思う。ぜひ実現したい提言である。</p> <p>提言では国による大学校の設置がまず求めているが、現在、長野県、群馬県、静岡県等が設立している林業後継者養成を目的としている林業系の大学校と連携し、国と共同で専門機関として機能させるようにしていくことを提案したい。</p> <p>さらに、教育訓練する対象は、新卒者ではなく、すでに森林組合等の事業者で採用された現場技術者や職員に対して行うことが望ましい。この手法はドイツの林業労働学校等が参考になると考える。</p> <p>その理由は就業前の者を訓練しても卒業後、訓練内容を生かせる業務に従事できる保障はない。すでに業務に従事している者に対してあるべき現場技術者としての専門教育を行うことで、効率的な人材養成になると考えるからである。</p> <p>そのためには、教育訓練生の訓練期間の賃金補償をするなど、事業者が利用しやすい制度設計が求められる。</p> <p>提言の中でも林業の地域性に言及しており、国が単独で大学校を新たに創設するより現在の機関を地方と連携して拡充するほうが合理的である。</p> <p>また、現在林業系の大学校がない県であっても、農業大学校はかなり県にあるので、それらの大学校へ林業部門の設立を促進する施策(カリキュラム提供、講師派遣、資金助成等)を講じれば、全国的な林業専門技術者養成のシステムができるのではないだろうか。</p> <p>実施に向けた課題等の整理をぜひ進めていただきたい。</p>

提 言		通 No	ご 意 見 等
27	現場技術者	27-2	訓練施設としての専門校を公有林等のフィールド付きで準備するべきだ。そこを拠点に作業システムの研究、開発機械の実験、機械メーカーとの連携によるテストなどのデータ取りと分析も授業の一環としてやるべきだと思っています。ただ、人材を育成する費用を本人、もしくは事業体がどこまで負担できるものなのか、現状では難しく、前の事項で触れたように月給で作業しながら勉強し、独立という形で卒業するシステムづくりの方が現実的かもしれません。林業に縁が無く、右も左もわからない中でその業界の職に就く場合、まずは森林組合を訪ねます。ほとんどの作業者がそうだと思います。その意味でも森林組合の養成所としての役割もあるかと思っています。
28	社会人教育と資格制度	28-1	社会人については、一度、林業事業体に就職すれば、長期間にわたり現場を離れ教育を受けることは容易ではありません。理由として、「森林の施業は一般に班体制で実施されるため、一人が現場から離れると班全体の生産性が低下すること」、「給与が日給制の場合、教育期間中の所得がなくなること」等が挙げられます。これらの問題点が解決できれば、社会人の再教育は可能かもしれません。なお、緑の雇用担い手対策事業におけるOJT研修は、一定の成果を上げており、このことについては評価すべきと思います。
29	国際情報	29-1	国際情報の把握等については、記載のとおりであり、外交・防衛同様、国の責務として林野庁にリードして欲しいと思います。また、国が予算化し、森林総合研究所や各都道府県の研究員、林業普及指導員等を対象に、海外派遣研修の機会を設け情報収集を担わせるのも一つの方法だと考えます。
29	国際情報	29-2	材価の安定に向けて、世界統一の合法証明の基準作りを同時に進行すると良いのではないのでしょうか。

提 言	通 No	ご 意 見 等
30 一般市民の参加	30-1	<p>山の情報を市民に伝達する手段</p> <p>木材の合法性だとか持続可能性などの情報を消費者に伝達する(いわゆる CoC)の重要性を認識すべき。このことが森林管理の質・関心を広めてきた一般市民と林業関係者が連携をとって森林管理の質をレベルアップしていく重要なプロセスなのではないか。</p> <p>FSC や PEFC,SGEC などが開発してきた山の情報をビジネスチェーンに載せて消費者に伝達する仕組みは森林管理の質を上げていく上でも重要なツールである。これをいかに既存の森林認証のようなコストをかけず、効率的に実施するかは重要課題。この点で林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」の意義をとらえておく必要がある。現時点で全国 7500 社の林業、木材産業、家具、文具などのメーカーがこれに取り組んでおり、これを、持続可能な森林経営から生産された製品の供給ネットワークとして是非位置づけて頂きたい。</p> <p>この点で提言16に木材情報の収集と提供という提言があるが、需給価格情報などに政策的な関与をするのは過去の経験から難しい面がある。上記の産地の環境情報(持続可能な森林経営の他に、合法性、間伐材、国産材(産地情報)、ウッドマイルズなど)を伝達する仕組みを明確にすべきである。</p>
30 一般市民の参加	30-2	<p>市町村職員について</p> <p>市町村では、県とは違い林務・林政の専門技術者を置くなどということは、到底考えられないことです。どの職員も数年で配置替えになるのですから、彼らに専門性を要求することは難しいと思います。そうしたことから、どうしても県から提供された森林整備計画の雛型に肉付けしただけの計画となりがちなのが現状です。しかし、それについては市町村担当の能力というよりも、森林整備計画に基づき、森林整備を実施する森林組合や事業体、NPO などが、きちんと市町村担当者に意見を言わないことに原因があると思います。</p>